

人口問題研究所
研究資料 第六九號

昭和二六年三月一日

ニュージーランド社會保障制度

厚生省人口問題研究所

は
し
が
能

本資料は世界で最も典型的と稱せられる「ニージーランド社會保障制度の現状を同國の經濟との関聯において紹介したのであつて、制度自體の内容については専ら International Labour Office

施行の *System of Social Security — New Zealand, 1949* を依據して
ものである。黒田技官の担当執筆による。

昭和二八年三月一日

人 口 問 題 研 究 所

目 次

- 第一 章 ニュージーランド経済の特質 一頁
- 第二 章 社会保障制度の概要 一〇頁
- 第三 章 保護の範囲 一八頁
- 第四 章 級付の内容 二九頁
- 第五 章 組織 七三頁
- 第六 章 賦政 九四頁

第一 章 ニュージーランド経済の特質

ニュージーランドの社会保障制度の特質を一言にしていえば範疇的プログラムの下に發展した制度の下にその適用対象が包括的、調和的、普遍的であつて世界の社会保障制度中先駆的な典型的な体系をもつてゐることである。定期的といわれる英國の社会保障制度もその範をこの國にとつたものである。

この國の社会保障制度を論ずるにあたり、まづかんたんにこの制度の背景をなす經濟の性格について述べ必要がある。

ニュージーランドはその面積において我が國と殆んど変わらない約四〇〇〇万エーカーの小国であるが、その人口は僅かに一七〇万へ一九四五年センサス、土着のマオリ族 *Moriori* を除けば一六〇万）で我が国の五分の一余にすぎない。そして自給自足のできない海外貿易に依存する經濟的には脆弱な一小自治領であつて、過去における繁栄は主として輸出耶ら畜産製品を世界市場特に英國を顧客として行つてきぬ貿易に依存したのである。勤労農民人口は僅か一四五、〇〇〇であるにもかかわらずその酪農製品の輸出は世界第一であつて肉類は第三位羊毛は第三位を占め、その他皮革、獸脂、穀物の世界的供給者である。かかる輸出によつて、その必要とする消費財を大量に購入したのである。その國債の少からざる部分は戦前においては英國が所有してゐた。このようにニュージーランド經濟の支配的要因は、貿易戻税であつて、これはその輸出する農業生産物の世界価格に著しく左右された。ニュージーランドの經濟がこのようにその生産物の世界市場に依存してゐた

以上、この國の経済の重要な要因の多くは、自國の支配し得ない対外的なものであるといわねばならぬ。ニュージーランド経済の國際的依存性と国内生産の減少は、この國の社會經濟的進歩の各面の計画——社会保障制度もその一つである——実現に対する重大障害をなすものであることは否定できないであろう。

しかし、このような經濟構造上の脆弱性にもかかわらず、この國は高度の労働生産性を実現して貿易による經濟の補強を達成し、世界的にも極めて高い生活水準を維持することが可能となる。伝統的因襲的な社會的、政治的綱領の缺如その他經濟的、社會的、自然的特質に基くものであるが、このような經濟の發展は一方に於て社会保障制度を發展せしめた基底的要因を形成すると共に、同時にこの制度はこの國の社會的、厚生的、生産力の水準の向上を促進せしめる顯著な効果を與ええたといふうるであろう。

この國の高水準經濟を例えれば、労働生産性についてみると、次表の如く世界最高の水準を示している。

力	象	國	年
アルゼンティナ	オーストラリア	ニュージーランド	一九五二年
一四一	一五三	一四四	一九五二年
一六八	一七一	一七二	一九五二年

編者 本表はコーリン・クラーク (Colin Clark) が各國の農業労働生産力を男子二人につれて算出したもので、その単位は、アメリカの一米歩合つて一九三五年において購入しうる賃貸と用役の量を國際比較單位 (I.C.) として計算したのである。

(Colin Clark : Conditions of Economic Progress, P.P. 244-246.
及び International Labour Review, vol. LXI, No. 5, May, 1950.
P. 462 参照)

農業労働者一人当たりの純生産物をボンドで推計した一九三一年の推計も英米の地位転倒の例外はあるに非ず、ヨーロッパが依然として最高水準を示していくことは次表の通りである。

O 農業労働者純生産高の比較 (ボンド)

オーストラリア	日本
英合衆国	1.00
デーナーダ	1.45
カナダ	1.35

編者 International Labour Review, vol. LXI, No. 5, May, 1950, P. 462.

農畜産經濟を中心とするこのようないニージーランドが豊富な生産力と生活水準の上昇を示すに至つたのも一朝一夕になつたものではないのであって、十九世紀の粗放的な農畜産經營時代から二十世紀における動力と設備の拡大使用による資本の集約的な經營形態に發展したことに基くものである。

十九世紀時代の經濟状態については省略して主としませ世紀における生産力の増大、生活水準の上昇について分析してみよう。

十九世紀に入つて輸入の増大、住宅の増加、都市人口の増加、地価の上昇そして生活水準の改善の徵候が見られるに至つたのであるが植民者に対する低利資金の貸與、物価の上昇、技術的進歩は經濟活動の改善に著しく貢献したのである。このような産業活動の発展の動きは次表における産業別人口の移動によつて窺取しうるであろう。

○ 産業別人口・分布比率の変遷（一九〇一—一九一六年）

産業別	一九〇一	一九〇六	一九一一	一九一六
第一次産業	三五・一六	三三・一八	三一・九六	三一・九〇
第二次産業	二七・四五	二七・七一	二六・五四	二三・九五
第三次産業	三七・三九	三九・一一	四一・五〇	四四・一五

参考 *International Labour Review*, Vol. LXI, No. 5, May 1950, P. 468.

第一次、第二次産業における生産性の増大によつて解放された人口は、自由職業、公共サービス、商業、運輸、金融、ホテル、レストラン、教育、接待業その他のサービス部門に吸収されてい

つたものである。

農業生産におけるこのような傾向を更に正確に示すと共にかかる動向によつて反映される生活水準を測定するための一勞働者あたりの総農業生産性の増大指数を示すと次表の如くである。

○ 農業における労働者一人当たり總生産性指數へ一九〇一一九四五等)

年 次	生 産 性 指 數	農業從事者数(千単位)	羊單位による農業生産(千単位)
一九〇一	一〇五	一九八	七三五
一九〇六	一〇六	一九八	七三五
一九一一	一〇七	一九八	七三五
一九一六	一〇八	一九八	七三五
一九二一	一〇九	一九八	七三五
一九二六	一一〇	一九八	七三五
一九三一	一一一	一九八	七三五
一九三六	一一二	一九八	七三五
一九四一	一一三	一九八	七三五
一九四五	一一四	一九八	七三五

右表における第一欄は家畜数からみた總農業生産であり、第二欄は第一次産業に従事する者の数。第三欄は以上の二欄の数字から算定した一人当たりの總生産性指數の増大を示したものである。

特に一九二〇年以降における生産性の上昇極めて顯著であるがこれは一方においては高度の熟練農に達した牧場經營の改善進歩と他方においては機械化の高度化に現われた資本設備の拡充によるものである。例えば農場における資本設備の増大に関する次表の統計はこの一端を示しているものといえるであろう。

○ 農場における資本設備の増大（一九二〇—四七）

年 次	農業用トラクター	機 動 磁	榨 乳 機
一九二〇	三二四	一〇、二五	八八〇六
一九二五	一一、一七八	三、三四九	一五、五六一
一九三〇	一一、一五六	一六、四五六	一〇、四一五
一九三五	一一、一七八	一六、四五六	一五、六三〇
一九四〇	一一、一五六	一六、四三一	一九、五六四
一九四七	一一、一七一	一六、四三一	二三、五九六

備 考 前掲書四七五頁

あうまかにみて農民とその補助者の実労働所得は第一次大戰以降に約二倍半に激増し、その生

生活水準は著しく上昇したのである。たゞニュージーランドの経済がその農畜産物の輸出に対する依存性が極めて高いため、國際市場における物価の変動は直ちにニュージーランドに經濟に影響を及ぼすため、不安定化を免れないことは一九二九年以降の世界恐慌がニュージーランドに與えた深刻な影響によつてこれを充分知ることができるのであろう。即ち一九二九年から一九三三年における農産物価の顯著な下落は膨脹せる資本構造と高利子率と結みあつて、農村收入を激減せしめ、一時的ではあつたが一九〇一年以降連続せる高慶生活水準を一擧に破壊し農村社會を破産に瀕せしめたのである。

しかしその後幸にも戰時中ならびに戰後ににおける世界的大ブームは労働、肥料、ゴム、鋼、機械製品の不足と共に農産物に対する超大なる需要をもたらし、価格とコストの有利な関係は喪失せる生活水準を再び充分に回復するに至つたのである。

以上の如き一時的な不況は單にニュージーランド一國のものでなく世界的なものであつて、決してニュージーランド經濟を根底から破壊するものでなかつたことはいうまでもないが、ニュージーランド農業が極めて特異性のある独特的の地位を占めていることは同時にニュージーランド經濟構造の特殊性とを示すものであるが、それは次の如きいくつの要素に基くものといえるであろう。

(1) 溫暖な氣候、冬季に雪を必要としない土地の肥沃、充分な雨量等の恵まれた自然的條件は資本投資を極めて效率化する。

(2) 土地の豊富。土地が極めて豊富であるために農業労働者が農業經營者の地位に上昇することは容易であるのみならず、經濟的、技術的要素の決定する效率的な生産の要求に適合するよう

な農場經營單位の大きさを人為的にとることが可能であり、國家の土地政策もかかる方向に援助を與えないのである（農場の平均經營面積は五ロットエーカーであるが三分の一は二ロットエーカーである）。また自然的災害や經濟的破壊に対する國家の救濟援助も適切に行われている。

(3) 資本調達の便宜。第一段階においてはロンドン金融市場における借入、第二段階においては国内信用の動員を通じて政府が資金需要をまかなう。一九三五年当時のロンドン市場で調達された公共債券は一億七千万磅であつて、これは當時の国民所得の約一・五倍にあたつていた。今日の对外債務は国民所得の二五%以下であつて、年一億五千万磅以上に達する輸出額の半分余にすぎない。

(4) 農場經營技術や農場生産物の加工・処理・改良・販売に関する指導の徹底ならびに学校教育や一般教育における農業に関する実際的訓練と指導の高度性。

(5) 地主ならびに土地所有者の移転が容易であつて、經濟的な変化に対して地価は敏感に反応する。

長期的な地価の上昇傾向は土地の經濟的利用の高度化と土地改良のための投資を促進せしめらしめ、その結果を不斷に上昇せしめた。

以上の如きニュージーランドの自然的、社会的、經濟的の基礎的諸條件の有利性は、地方におけるニュー・ジーランド經濟の海外依存性の弱点の存在にもかかわらず、同国における極めて高度の生活水準の実現を可能ならしめたといえるであろう。例えば Edgar Ernest Moore · Martha Performer 両氏の計算によればアメリカの一三八一、カナダの一三三七に次いでニュージーランド

上は 110 ルの高生活水準を示してゐる。

備考 E. A. Moore, Martha Rachman; *Global war, an atlas of world strategy*, 1942 によるもので労働者一人当たり一週間の収入約 110 ルのもので 100 の算出とし、国際比較をしたもので主要国の指數を示すと、英本国 110.9、スイス 10.9、オーストリア 9.6、フランス 6.8、米ハーフ六八〇、スエーデン六四九、ドイツ六四六、日本三五三、ソ連三一〇、イギリス 110.0、中国 111.0 などである。(William Vogt; *Road to survival*, 1948. 韶談一八頁より引用)

またこのような生活水準の高さは死亡率、幼児死亡率の低水準にも表現されてゐる。日本と比較してみると次の如く著しく懸隔を示してゐる。

◎ 死亡率・乳児死亡率の比較

世界一般		二九三〇—三五	一九三六—四〇	一九四一—四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九
日	本	(一九三〇)	(一九三五)	(一九四〇)	(推計)			
	一八・一八	一六・七八	一六・四二	三〇・五六	一四・六八	一一・九六	一一・六	

乳児死亡率の比較

ヨーロッパ・サルビ		西・九	西・四	西・八	西・三	西・二	西・一	西・〇	西・七	西・六	
日	本	(一九三〇)	(一九三五)	一三・四五	一〇・七八	九・〇四			七・六七	六・一五	大・三〇

とのような死亡率の低下は、ヨーロッパ・サルビにおける医療施設、健康保険、公衆衛生、母子福祉等を含む広汎な社会保障制度の高度の発展に甚くあめであることは否定できないであろう。

第三章 社会保障制度の概要

ヨーロッパ・サルビにおいて社会保障法が制定されたのは一九三八年 (Social Security Act of 1938 September 1, 1938.) であつて、この法律によつて急速的な改革と進歩が行われすべしの国民は恩恵としてではなく権利として給付を受けることができるようになった。もつともこの法の制定前四十年間にわたつて老令者・被疾者・病人・寡婦・孤児・失業者に対する國家の扶助責任の思想が緩慢ながら堅実に發展成熟していつた事実が、社会保障法実現の基礎的契機となしたものといえよう。

ヨーロッパ・サルビにおける社会サービスの責任は常に自然に國家に委ねられてきたのである。

その理由はニュージーランドは丁度の新しい国家であつて歴史のある古い国家におけるが如き確立された組織即ちギルドやその他の共同体的な活動を缺如していいため、その結果個人はその必要な扶助については金体としての社会即ち國家に依存せねばならなかつたことである。

ニュージーランドにおいては、社会保障は基本的には国家扶助の包括的制度即ち第一は年金・病・病・寡婦・孤児・失業或はその他の異常な状態によつて困窮する人々に現金給付を支給する形態において、第二は社会の健康・一般福祉の維持増進のための普遍的保健サービスの形態の兩形態の国家的制度であるとみなされている。

I 社会保障機構の構造

社会保障機構を構造的に分析すると大体

(A) 現 金 給 付
(B) 保 健 給 付
(C) 教 育 給 付

この三者に分類することができる。

(一) 現 金 給 付

社会保障省は貨幣給付として知られている次の如き現金給付の管理を行ふ。

(1) 年金に関する給付

(2) 養 老 給 付 (Supplementation Benefit)
(3) 年 金 給 付 (Age Benefit)

(10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2)

寡婦給付
孤児給付
家族給付
鉱業病給付
大給付
失業給付
村

緊急給付 (emergency benefit)

戦事兵役服務者の被扶養者手当

上記給付の中で特に注すべきは緊急給付である。これは前掲のいづれかの特定の事故によつてカバーされないのであるが、大部分の事故は関聯性をもつてゐる。即ち軍令、肉体的精神的無能力、家庭の事情或はその他的理由で自己ならびにその被扶養者が充分な生計を維持しえなくなり、しかもいづれの現金給付をも受領する資格を有しない人々に支給されるのであつて、この支給权限は社会保障委員会 (the Social Security Commission) がもつてゐる。

次に注目すべきものは、戦事従軍者の被扶養者手当であつて、これはニージーランドにおける戦事年金と社会保障制度との統合化への努力と傾向を示唆してゐる。この手当は戦事中に死亡せる兵役服務者の両親であるところの一定の社会保障の受給者に支払われる所以である。ここで社会サービスにおける相互協定の問題に触れておこう。現在はニージーランドは

英聯邦外においてはなんら相互協定を行っていない、たゞ澳洲へニユージーランドにおいて行われている大部分の現金給付をカバーしている」とグレート・ブリテンならびに北アイルランドへ家族給付—児童手当—をカバーしていると行つてゐるのみである。

(二) 保健給付

保健給付の管理は保健者が行つてゐるのであるが、これは非金銭的給付であつて現往又曰は支給される。この給付には次の如きものがある。

(1) 出産給付

(2) 病院給付

(3) 医療給付

(4) 薬剤給付

(5) 補足給付

(6) 光線診断サービス

(7) マッサージ・サービス

(8) 地方巡回看護婦サービス(District Nursing Services)

(9) 家事援助

(10) 施設給付

(11) 診療所における診断サービス

(12) 以上の給付によつて、我々は、現在ニユージーランドにおいては適切な医療と看護を妨げない

ような經濟的障壁がなくなつたことを知るとができるであらう。

四

成

社会保険制度における現金給付と保健給付は「社会保障基金」(The Social Security Fund)によつてまかなわれるのであるが、この基金は三箇の源泉からの收入で構成されている。即ち第一は社会保障醸出としてあらわれている租税であり、第二は一般租税のアル乃至は基金である「整齊基金」(The Consolidated Fund)からの年々の補助金である、社会保障基金は将来の事故をカバーするため構成されたのではないのであつて、毎年の支出はその年間にあける「基金」えの收入分からまかなければならぬ。社会保障醸出は通常ニヨージーランドに居住する十六才以上のすべての人々の俸給、賃金その他の所得ならばにニヨージーランドに居住する全社會所得に対してセ・五%の比率で賦課される。この醸出の徵收は一般税と共に地租、所得税局が行うのであるが、社会保障基金のコントロールは社会保障局の機能に属する。

一九四九年五月廿一日に終る一年間の現金給付の總支数は三四、四五五、七五八ポンドで人口一人あたり一八ポンド二二シルリング三ペニスとなり、保健給付は七、八七五、四四八ポンドで人口一人当たり四ポンド五シルリング一ペニスとなつてゐる。

醸出額によつて給付が決定されると、ヨージーランド制度は醸出制でない。通常ヨージーランドの居住するすべての人は、なんらか特定の給付要件に際して資格さえあれば税の支拂い關係なくこの制度の給付を受け得る権利を有するのである。従つてこの國の社会保障制度は、社会のおらゆる層の人々に対する現金給付については主としてミーンズ・テ

II

ストにより、保健給付は無効に與えられる包括的制度であるといえるであろう。

ニユージーランドの社会保障制度の全般的な理解のためには、この制度内に包含されざりないが、社会の厚生に影響を及ぼす社会給付とみなしうる制度に論及しておくる必要がある。

(一) 労働者補償

雇用中の傷害に基く労働能力の喪失や死亡へ対応する病として規定された疾病による場合を除く)の場合における補償給付は国家火災・事故保険局 (The State Fire and Accident Insurance Office) によって管理されている。この補償は一九二二年の労働者補償法 (The workers' Compensation Act. 1922) に基づいて行われるのであるが、改組法と共に廃止した重要な点について説明を加えておこう。

この法律は被用者がその雇用中に受けた傷害に対しての補制保険を規定したものである。これはサーキュラス契約或は年期契約をしていいる労働者をカバーするものであつて、ニユージーランド船舶の船員やニユージーランド航空機の搭乗員をも含む。そしてその仕事の内容は手工勞働であろうと書記的事務であろうとその他であるとを問わない。雇主は多少の例外はあるが、一定率の保険料を支拂わねばならない。但しこの率は企業の危険度によつて差異がある。

全部乃至部分的一時療疾については、被用者は喪失賃銀の七五%を受給する。但し週六ポンドを最高としている。全部一時療疾の場合においては最低支拂は週ニポンドに固定されている。一般に療疾が永久・全初的である場合における現金給付は喪失賃銀の七五%或は週ニポンドのいづれ。

れか大なる方を受領できることになつてゐる。最高支拂額は週六ポンドであつて、週支拂の合計が一七五〇ポンドを超えることはできない。いづれの場合においても能力喪失の期間は三日以上でなければならない。医療費手当は一ポンドという各自約定の金額に規定されている。

全却・永久発疾に対する現金給付は、所得の七五%或は三三ポンドのいづれか大なる方を基礎として算定される。この場合週六ポンドを超過することは認められない。週支拂額の合計限度は一七五〇ポンドである。発疾が永久的であるが部分的である場合、身体傷害が全却能力喪失に対する比率によつて永久・全却発疾に支拂われる金額はそれだけの割合で現金給付が支拂される。

雇用中の傷害によつて死亡したる場合、その死亡者は全く依存して生活している被扶養者に対する支拂額は、週收入の二五〇倍又は七五〇倍のいづれが多い方であるが、一七五〇ポンドの最高額を超えることをえない。死亡前にあつてその労働者が受けた支拂額は、このような支拂額の合計に被扶養者に支拂われる一時金を加えたものが二〇〇〇ポンドを超過しない限り、考慮に入れられない。部分的な扶養を受けている者については、一時金は喪失額に対し合理的な比例的な金額となる。補償支拂の外は、合理的な医療費ならばに葬式費が支拂されるが、これは五〇ポンドを超えることをえない。

傷害を受けた労働者は整形器具が支拂され三年以内はその修理もして貰える。また被等に対する私費補導も行われる。被傷害労働者の輸送とその費用は雇主の責任である。また被傷害者が居住地以外の場所で治療を必要とする場合、輸送と宿泊に対して二五%までが認められて

いる。

労働者が永久・金創癪疾乃至は永久・部分的癪疾による補償の受領或は死の死亡による寡婦の一時補償の受領は、それ自体社会保障給付の支払を妨げるものではない。

労働者補償保険は實際には國家の杜占であつて、國家火災・事故保険局が管理してあるのであつて、そこには政府事故保険会計 (the Government Accident Insurance Account) と個々の雇主債務保険会計 (Employers' Liability Insurance Account) が設定されてゐる。労働者補償法に基いて拂はれた保険料その他の特別会計に於てこれまでこの制度をまかなく資金となる。雇主は過去十二ヶ月間ににおける支拂賃銀と次の十三ヶ月間において支拂われる賃銀推計を報告する義務がある。その報告書に基づいて雇主の保険料が算定され、そして算定の日以後一ヶ月以内に支拂わねばならない。この会計の資金を以て要求債務を支払いえない場合には整理基金 (一般税基金) 或はその他大藏大臣が指定する基金から立替が行われる。

(二) 社会保健の維持

社会の健康維持増進の目的をもつた一般公共保健サービスによつて、極めて広範囲の事故がカヴァーされる。即ちこれには乳幼児、妊娠婦の厚生、肉体弱學生としてクリエーション、社会衛生等が含まれてゐる。しかしこれらのサービスは、ニヨーヨーク市社会保障制度としてしられてゐる制度外のものに属する。

(三) 精神的缺陷者の制度的治療

公立精神病院における維持と治療のコストは社会保障基金の負担ではなくて一般税収入によつてまかなわれる。しかし、公認の私立精神病院は社会保障基金から経費扭額の一部を請求することができるのであつて、患者の負担はこの額に相当するだけ軽減されるとなるである。

第三章 保 護 の 範 囲

ニヨージーランドにおいては、出産についてはなんら現金給付が支給されないのであるが、全居住人口は入院治療と薬剤手当を無料にさうける権利をもつてゐる。また児童にはミーンズ・テストを行わないで定期的な現金給付が支給される。¹ 現金についてミーンズ・テストによりて追加給付が與えられる。

全人口は、ミーンズ・テストによつて家庭或は夫婦、仕事に就する永久的無能力或は完全なる盲目、ならびに六才に達した場合には現金給付を受ける権利をもつてゐる。ミーンズ・テストを行わない老人給付は六五才に達した居住人口に支給される。婦人は夫の死亡、既亡或は精神異常に陥して現金給付を受ける資格をもつてゐる。

無料の薬剤給付、医療ならびに入院治療はすべての住民に與えられると共に補足的保健給付も保付附きであるが與えられる。

医師としてニヨージーランドで從業する精神科或はその他の専門病院は心臓病に罹つて、これ

12よつて永久に社労の能力を喪失した場合には、施夫は現金給付を受領する資格をもつこととなる。
緊急現金給付は、個人がなんらかの理由で特定の社会保障給付を受ける資格をえられないような
困窮状態に際して與えられるのである。

I. 保護を受ける人々の範囲

A. 出産

特別に出産に對して現金給付は支給されない。Cの(3)を参照のこと。

B. 子女扶養

すべての子女に對して十六才に達する月末まではミーンズ・テストなしに定期的現金給付が
支給される。

孤児に對してはミーンズ・テストによつて追加給付が支給される。しかしこの場合において、
年六十五才以上の方得賦は社会保障委員会の決定する一歳額以上の資産を有する場合には追
加孤児手当は支給されない。

C. 医療を必要とする條件

(1) 原因のいかんによらない疾病状態

(a) 疾病

金人口はミーンズ・テストによらず医療給付を受ける。

(b) 療養

適用範囲は前項と同様

(2) 雇用傷害に基く疾病条件

前項の「労働者補償」参照

(3) 出産

無料で入院と産科医療が年令に制限なくすべての居住人口に與えられる。

D. 社会保険の維持

前章参照

E. 勞働能力の喪失

(1) 原因のいかんによらない労働能力喪失

(2) 疾病

十六才以上の有業人口、その所得が週三ポンド一ロシルリング以上の者は除外される。そして賃銀或はその他の收入の喪失金額以上の給付は支拂されない。有業既婚婦人は、その夫が扶養しえない場合を除いて、給付を受ける資格はない。

(3) 慢疾

ニユージーランドに居住し、六〇才へ年令給付の資格を得る年令(1)に達しない一大才以上上の者全部。年一八ニポンド以上の所得のある者ならびに容易に現金化可能の財産を一八〇〇ポンド以上を保有する者はこの給付から除外される。

(2) 雇用傷害に基く労働能力喪失

前章の「労働者補償」参照

病夫失業

病夫の場合には、肺結核或はその他の取扱病或は心臓病のために永久無効となつた者に特別の社会保険現金給付が支給される。この給付にはミーンズ・テストはない。

H. 失業
G. 老年金
(1) 年金給付
十六才以上の者で年金給付を受ける資格を有しない居住人口。週ニポンド一〇シルリングの収入或は週三ポンド一〇シルリング以上の収入以外の所得のある者はこの給付から除外される。容易に現金化しうる資産は社会保障委員会の判断の下に考慮に入れることができる。

既婚婦人は、夫が扶養しうる限り、この給付の資格をもたない。

H. 病夫失業 G. 老年金 (2) 年金給付

六〇才以上の者でその所得ならびに容易に換金しうる資産が規定の限度を超えない居住者。所得が年一八二ポンド以上或は資産が一八〇〇ポンド以上の者はこの給付から除外される。

H. 病夫失業 G. 老年金 (2) 年金給付

資産或は所得の喪失に關係なく六五才以上のすべての者。

H. 病夫失業 G. 老年金 (2) 年金給付

病夫の社会保険給付を受給している者が死亡した場合には、申込次第寡婦或は遺産管理人に埋葬手当を支給することができます。

I

稼ぎ手の死亡

(1) 原因のいかんによらない死亡

寡婦はミーンズ・テストを受ける。扶養子女のある場合の所得の限度は年ニハ六千ンドである。扶養児童のない場合の六〇才までの所得限度は年ニハ八千ンドである。六十才以上の寡婦は年金受給者として同様の所得、資産限度がある(参考)。孤児はミーンズ・テストによつて給付をうける。

(2) 雇用傷害による死亡

適用範囲はE(2)と同様。

J その他の事故

(1) 夫による遺棄或は夫の精神的疾患

夫が社会保障給付を受ける夫の寡婦はミーンズ・テストなしに寡婦給付を受領する。

僅かな資産所有の居住人口。妻は寡婦としての取扱をうける。その適用範囲は(I)(1)と同様である。

K 緊急

僅かな資産を有する居住人口。社会保障委員会の判断に基いて困窮の場合になんらかの特定の給付受給資格をもたない者に支給される。

II 適用を受ける事故

A 出 産

社会保障制度の下に現金給付は受給されない。C(2)参照。

B. 子 女 扶 育

家扶給付（子女手当）は、申込者の家族の一員として扶養される十六才以下の子女について支給される。社会保障委員会はその判断に基いて、十六才に達した子女についてもしなんらかの肉体上或は精神上の缺陷のために生計を樹てることができないような完全癡疾となつた場合は家扶給付を支給乃至継続することができる。この給付はまた委員会によつて十八才に達するまで子女のそれ以上の教育援助のためその年末まで支給或は継続せしめることができる。

この給付は、子女がニュージーランドで生れた者でない限り或は一年以上ニュージーランドに永住の目的で居住している者でない限り、支給されない。子女の母が子女の出生の時にニュージーランドから一時的に不在であつた場合、この子女は資格を有する者とみなされる。

孤児給付として知られている給付はミーンズ・チストによるが、次の場合に支給される。即ちニュージーランドで生れた孤児であつて両親が死亡し、その後に死んだ親がニュージーランドに死亡前三年居住し、しかも子女が國家機関で扶養されていない場合である。離子或は養子の兩親ならばに祖親或は養親の兩者が死亡した場合には孤児給付を支給することができる。

C 医 療 を 必 要 と す る 條 件

(1) 原因のいかんによらない疾病

通常開業医師によつて一般診療として與えられる医療や處方される薬剤はすべての居住人

口に支給される。

公立病院における入院患者、外来患者の病院治療ならびに国立の精神病院における治療は無料で行われる。そして私立病院や私立機関においては一部の経費が国家によつてまかなわれる。

(2) 現在の歯科サービスは専分の間十六才以下の学校児童に限られている。

D. 出産
産前産後の医師のサービス、分娩における看護、産褥中の手当ならびに産褥期間終了後における一回の産後の診察は、ニユージーランドでの出産に際しニユージーランド居住民に照拂で行われる。更に、公立病院における出産日ならびにそれ以後十四日までの期間に対する産科病院サービス或は病院サービスの代りに分娩の日ならびにそれ以後の十四日間迄の産婆による産婦自宅における看護が行われる。公認私立産科病院においては同期間について経費の一割は国家によつてまかせられる。

E. 社会保健の維持

看護章承照。

F. 労働能力喪失

(1) 疾病のいかんを問わない労働能力喪失

疾病或は事故のために俸給、賃銀或はその他の所得を喪失して、労働の能力を一時的

(a) 疾病

喪失した場合。最初の七日間については給付は支払われない。しかし社会保障委員会がその判断に基いてこの待機期間の一部或は全部を中止すると決定した場合はこの限りではない。雇用傷害に基く労働能力喪失は除外されないが、しかし被用者は労働者補償法(前章参照)の下に補償を要求することが必要である。そして疾病に対する被用者の資格は所得の基礎の下に決定される。

(6)

疾 痘

全盲者又は事故、疾病或はなんらかの先天的缺陷のために永久に労働能力を喪失して疾患者とみなされる者。

癡疾者給付に対する資格は、医学的根拠にもとづいて、名目的な性質以上の仕事をもち申請者が慣熟しているタイプの仕事をかりでなく合理的に引受る事が出来ると予想される振る舞な他の仕事もも遂行する能力を永久に喪失してみると決定された場合には、開始される。病気の状態に対し癡疾基準が適用される以後に於ては期間上の限度は定められていない。

癡疾が雇用傷害に基く場合は、除外されるが癡疾者給付に対する個人所得を算定する時には受領せる補償或は損害はあくまでも。

雇用傷害に基く労働能力喪失

前章の「労働者補償」参照。

疾 痘 夫

(2)

坑夫として從事している際硅肺或は其他の職業病又は心臓病に罹った場合或は硅肺の結果として永久にかつ重大な労働の能力を喪失した場合或はその他の職業病ないし心臓病に罹つて永久にかつ全額的に労働能力を喪失した場合、炭坑夫は坑夫の社会保障給付を受ける資格を有する。

坑夫は一九二二年の勞働者補償法に於ける補償と坑夫給付とを同じ疾病に関して受けた事わ出來ない。

F. 失業

失業給付は、失業者が適切な仕事を遂行する能力と意思を有し適切な雇用を獲得する為に合理的な手段を講じた場合誰へでも支給される。

失業給付は失業の最初の七日間に就ては支拂れない。但し社会保障委員会が其の判断に基いてかつ特殊の事情を考慮して待機期間の全額又は一部についで支給すべき事を決定した場合は此の限りでわない。

社会保障委員会は其の判断に基いて其の適当と考え、期間の間——但し六週間以内——失業給付の開始を延期する事が出来る。又次のような場合のいずれかに於ては此の給付を打ち切る事が出来る。
すなむち

(1) 正當にして充分な理由なくして、自殺的失業した場合。

(2) 務労者としての非行爲のために雇用を失なった場合。

(=)

・奉公節約労働者の場合には於て其の季節の收入が、一時的失業にも拘わらず自己並びに家族の扶養に対して充分である場合。

・適切な雇用しの用語は厳密に定義されていながらしかし其の性質、状況、報酬率並びに場所にて就て委員会が適切であるとみなす雇用と考へられてゐる。

G. 老 金

(1) 年 令 給 付

六〇才に達した者についてはそれ以後に於てミーンズ・テストによつて給付が支給される。

(2) 養 老 給 付

六五才に達した者はすべてそれ以降、資産或は收入ないし所得の喪失に關係なく給付が支給される。

H. 埋 葬

被扶養料を受けてゐる際は死亡した場合は、社会保障委員会が埋葬の合理的経費として決定する金額が請求次第寡婦或は埋葬費を負担した者に支拂われる。これは、埋葬手当の支拂についての一九三八年社会保障法に於ける唯一の規定である。

I. 猿 手 の 死 亡

(1) 原因のいかんによらない死 亡

儀かな資産の婦人は夫の死古した場合一定の條件に従つて(四章二節1X参照)給付を受け
る資格を有する

寡婦が扶養子女を有する場合には「母手当」としてしられており追加手当が支給される。

(1) 法急・子女はすでに家族給付によつて別個にカヴァーされる。

兩親を失つた子女についてはミーンズ・テストに依つて家族給付のかわりに孤児手当を支給する事が出来る。

(2) 雇用傷害による死亡

労働者補償法によつてカヴァーされる。前章参照。

炭坑夫

炭坑夫が社会保障給付を受けてる際死亡した場合、寡婦はミーンズ・テストに依らないで寡婦期間中給付を受ける資格を有する。

(1) 夫に依る遺棄或は夫の精神病。

夫によつて遺棄された妻が一九一〇年の困窮者法の下に扶養命令に対する手続を取つた場合、或は夫が精神病患者である妻は(1)に於ける寡婦に就いて規定された給付に対する資格を持つ事が出来る。

緊急

年令、肉体的ないし精神的癡疾、家庭の事情其の他の理由によつて困難に陥り自己並びに扶養者はついて充分な生計を立てる事が出来ず、そしてなんらか其他の現金給付を受ける資格を持ち得ない者には緊急給付を支給する事ができる。

第四章 給付の内容

第一節 給付支給の一概原則

(1) 給付支給の支配的原則について要約してみよう。

子女扶養

ニユージーランドにおいては現金家族給付はミーンズ・アストなしに支給されるのであつて、継子・養子を含むすべての子女について支給される。この給付は一六才に達した月末で停止されるのであるが、肉体的乃至精神的缺陷のため全く無能力であるため生活の糧を取得することができない場合は、継続して給付が支給される。また子女のより以上の教育を援助するためハーフ才に達する年末まで給付の支給継続も行われる。家族給付を要求する場合、その子供はニュージーランド生れであるか或はニユージーランドに永住の目的で一年以上経過居住しているか或はニュージーランド外で出生の場合母の外国滞在が一時的でなければならない。給付率は子女一人について週一のシルリングである。

孤児給付は家族給付の代りに支給されるものであつて、ニユージーランド生れの孤児或は最後に残つた両親のいづれか一方が死亡以前に三年以上ニユージーランドに居住しな者でなければならぬ。孤児給付率は社会保障委員会によつて決定されるが、年六五ドンドを超過してはならないのであつて孤児の取得したなんらかの所得は差引きされる。実際の給付率については、社会保障委員会が孤児の所得・資産や個々の状態を考慮して決定する。給付は孤児が一六才に達した

月不^トで停止されるが、教育上の目的のために一八才に達する年未までは支給を継続することができる。

(二) 医療を必要とする状態

保健給付は経済的身分、職業或はその他の制限的資格に關係なく全居住人口と包括的に対象として支給されるのであつて、受給者の支拂う税或は課税額に關係なく权利として利用しうるのである。一九三八年の社会保険法はすべての居住者に無料で利用しうる包括的な国民保健サービスを目標としたのであるが、この目的は未だ完全に実現されることは至つていい。多くのサービスは無料であり、あるものは部分的に無料であるが、専一窓の専門家のサービスを本來のプランの領域内に導入されねばならぬのである。

一般保健給付は医療を必要とするすべての場合をカヴァーしている。保健給付支給期間についてはなんらの制限も設けられていない。現金給付は全然支給されないのであるが、このサービスを提供する者は社会保障基金から支拂を受ける。

医師へ専門医も含むによるサービスに關しては、診察毎に或は週回における患者の往診一回に対しセシルリング六ペソの手数料が支拂われ、通常の時間外のサービスについてはより高い手数料一一シルリング六ペソが支拂われる。

公立病院と公認私立病院では患者一人一日につき九シルリングの率で支給される。公立病院においては、患者の治療に対する要求に対し金額支拂されるが、公認私立病院その他機関においては、その支給金額だけ病院治療の絶賛組織から扣除される。公立病院における外来患者の治療

もまた無料で行われる。

試験所の診断サービスは無料であるが、X光線による診断サービスは一部無料である。と
のように手数料の金額は必要とする診断の種類によつて異なる。

マツサージについては一回毎に三シルリング大ペニス、自宅で行う治療については三シルリング
大ペニスの手数料が社会保障基金から支払われるのであるが、その場合マツサージ師はこのよ
うな特定契約を結ばねばならない。相し自宅以外の場合には手数料は七シルリングである。

公認の薬剤や医薬や医師の處方したる器具についてのコストは社会保障基金からまかなければ
負担で供給され、またその他認められた機器については補助金が支出される。義足に対しては
製造コストの八〇%は社会保障基金が負担し、残額は患者が負担するか該は一定の条件の下にお
いで地方病院委員会が負担する。

一六才までの子女については薬剤の歯科治療が與之られる。歯科医が更に一層利用しようよ
うになると共に、毎年年会費を拡大して一九才までの児童をすべて包含することが望ましい。

産前産後の医学的助言と治療を含んだ出産に關聯して医療サービスのコストと公立産科病院
における維持コストと公認私立産科病院の維持コストの一割は、社会保障基金によつてまかなかわ
れる。この事故に関しては現金給付は支給されない。医師に支払われる基本手数料は少くとも出
産前五回の看護を含んで金サービスについて大ペンド大シルリングである。一回の出産につい
て産科病院に支払われる給付は一五日を超えない期間について一月一ペンドとなつてゐる。

産婆が家庭でサービスを行ふ場合には、支払われる手数料は、医師と同様なく独立で仕事をする産婆の場合は一日ニポンドであつて、助産婦の資格で仕事をする産婆は一ポンドである。出産は続く産褥期間中のサービスについての手数料は、通常の産婆は出産日に近く十四日間一日についてセシルリング六ヤンス、また住込みの産婆は一日たついて一ハシルリングとなつてゐる。巡回看護婦の実際の経費もまた「基金」から支拂われる。

(3) 労働能力の喪失

疾病或は事故による一時的無能力の期間については、ニユージーランドに十二ヶ月以上継続して居住し、かかる能力喪失のためは俸給、賃銀或はその他の所得の損失を蒙つた十六才以上のすべての人に現金で疾病給付が支給される。既婚婦人が被用者である場合の支拂は、その夫が彼女を扶養しえない場合にのみ行われる。

給付の基本率は扶養家族なき二の才以下の者には週三〇シルリング、その他のすべての者には週五〇シルリングであつて、かかる能力喪失状態が続く限り或はなんらか他の給付を受ける資格を有するに至るまでは、この給付は継続支拂される。申請者の妻については五〇シルリングの基本率で支給される。

家庭をもつてゐるが妻についての給付を受けでいない申請者は、彼の家庭の面倒をみてゐる者については妻に支払われる率以上の給付を受けることはできない。資産上の條件は存しないが、週ニ〇シルリングを超えた總所得の一シルリング単位(端数切捨)について一シルリング給付が減額され毎。

俸給、賃銀等はその他の所得について現実に損失を蒙つた額以上の給付は支拂われない。また
このような能力喪失の最初の七日間につけばこの期間の全部又は一部に対する支払を証明する
特殊事情がない限り、給付は支給されない。

癡病給付は、疾病、事故、先天的缺陷或は完全盲目等のいかんにかかわらず、作業能力を永久
に喪失した場合に、十六才以上の年金給付受給資格のない人々に支給される。このような能力喪
失は、自分で加えぬような或は自己誘導的なものであつてはならない。申請者は申請直前に十年
以上ニユージーランドに居住している者であることが必要である。もつとも一定期間の海外在住
については考慮が加えられる。癡疾はニユージーランドで生じたものでなければならぬこと
は一般原則であるが、しかしこの資格を満さない人々をカヴァーする届住上の規定がある。申請
者は善良な道徳的性格と品行方正なものでなければならない。

二〇才以下の單身者の基本給付率は年一〇四ポンド、扶養子女を有する飼夫は年一三〇ポンド、
既婚男子は一三〇ポンド、彼の妻については同額の一三〇ポンド、その他の者については一三〇
ポンドとなつてゐる。扶養子女を有する飼夫は年七八〇ポンドの所得控除を、その他の場合の控除
は年五ニポンドである。既婚婦人は自身の権利として給付を申請することができる。その場合の
給付率は年一三〇ポンドである。彼女と夫のその他の認められる所得は看護婦或は家庭補助が必
要とされる場合を除き——その場合認められる所得は給付を含めて週八ポンドを超えてはなら
ない——年一八ニポンドである。給付は、被謀税資産五〇〇のポンドを超える一〇ポンド毎に一ホ
ンド減額される。既婚者の申請者の被謀税資産の価値は夫々妻の合計資産の半分に等しい。給付

は兩者の資産とそれからの所得とによつて減額されない。

家庭夫として從事していける場合には肺結核に罹りそのためには永久に労働能力を喪失した場合には地主給付を支給される。家庭病歟は心臓病と闘争するその他の私病のためには地主が永久納に金額的には労働能力を喪失した者は地主給付を受ける資格をもつこととなる。その場合地主はニニージー・ジーニードに継続して申請直前に五年以上居住し、ニニージー・ランドで地主として合計少くとも二年半從事したものであることが必要である。彼は善良な性格と眞面目な性質のものであり、かつ前記の五年間に妻や児童を遺棄したり或は故意に扶養しなかつたような者ではあつてはならない。地主給付にはミーンズ・テストはないが、申請者或は受益者は無能力の程度を決定するためには医学的検査を受けねばならない。

地主給付率は第一三〇ペンドで、被災状態が範囲外に限り給付支拂は受けられる。給付は妻がある場合には一三〇ペンド増給される。

雇用中の傷害に基く労働の能力喪失に関するものは第二章の「労働者補償」を参照のこと。

失業

一大才以上の者でニニージー・ランドに十二ヶ月以上居住しながら年会給付を受ける資格のない者が、もし失業した場合適切な仕事の能力とこれに從事する意志を持つて適切な雇用を獲得するためには合理的な手段をとつてゐるならば、失業給付を受けることができる。既婚婦人は、その夫が彼女を扶養することができない場合にはのみ失業給付を受ける資格がある。

給付の基本率は二〇才以下の單身者には週三〇シルリング、その他すべての者には週五〇シル

リングである。この率は申請者の妻については五・シルリング増加される。申請者が家庭を持つて妻についての給付を受けない場合には、家庭の面倒をみている者について妻に対する金額を認えない給付を受給することができる。社会保障委員会は、申請者は彼の妻がなんらかの所得をえていふか妻はなんらかの資産の所得者である場合には失業給付を削減する权限を與えられていふ。

給付は失業期間の最初の七日間にについては——委員会が別に支給を決定しない限り——支払われない。

申請者或は受給者が善良にして充分な理由なくして自らの意思で失業し或は勤労者としてなんらかの不行跡の理由で雇用を失つた場合、善良にして充分な理由なくして適切な雇用の提供に対する拒否乃至引受けかねた場合、或は季節労働者の場合においてその季節の收入が一時的な失業にもかかわらず、自己ならびに家族の扶養に充分である場合、以上の如き場合において社会保障委員会は自己の判断で、六週間を超えない期間の拘束付の開始を延期し或は場合によつては給付を中止することができる。しかる場合には給付は、受給者が給付支給の一概條件を満す限り支拂われる。

(5) 委員会

年金に関する給付は六〇才に達した者で、一九三八年三月十五日現在ニージーランドに居住していな者は、申請直前において一〇年以上ニージーランドに継続して居住していふか或は一九三八年三月十五日現在においてニージーランドに居住していない場合は申請期日直前に二〇

年以上ニヨトジーランドに継続して居住していくすべての人々に支給される。一定の不在期間についでは考慮が加えられる。

申請者が善良な道徳的性格と眞面目な性質の者でない場合、妻を遺棄した者、故意に妻に對して充分な扶養を與之なかつた者、或は故意に子女を扶養しなかつた場合等においては給付は拒否される。既婚婦人か夫或は子女を遺棄した場合にはも給付を拒否される。

給付の基本率は年一三〇ポンドであつて、申請者が既婚男子である場合妻についても年一三〇ポンド増額される。申請者が單身者であるか或は寡婦、別居或は離婚した場合には、基本率は年五二ポンドを超える所得の一ポンド毎にヘ端数切捨一年一ポンド削減される。夫婦の両者が給付を受けける資格を有する場合において基本率は年五二ポンドを超過する彼等の合計所得の一ポンド毎に一〇シルリング減額される。しかし、一方のみが資格を有する場合、その減額は彼等の總合所得が年一八三ポンド十家族給付は除き夫或は妻に支拂われるその他の現金給付を含めること超過する一ポンドについて一ポンドの率となる。

年金給付は、癡疾給付の場合における如く、課税資産を所有する場合には減額される。減額は所得と資産の兩者について行われるのでないが、給付はいづれか大なる減額が行われる分だけ減額される。

すべての住民は六五才で退取手当受給の資格ができるのであつて、それ以後においてはミンベ、テストは行われない。居住に関する規定は年金給付も同じである。退取手当についての決定の率より大でない率の年金給付を受ける者は、申込次第、年金給付にかえて退取手当の支給を受

けることができる。しかしこの両給付を受けることはできない。

給付率は一三〇ポンドの最高に達する時は、年ニポンド一〇・シルリング宛増加され、一九五〇年五月三十日は終る年度についての給付は三二ポンド一〇・シルリングである。

(6) 埋葬

ニユージーランドにおいて埋葬費の支拂についこの社会保険制度における唯一の規定は給付受領中に死亡する被扶養者に対するものである。この支拂の申請は死亡期日の十二ヶ月以内に行われねばならない。

支拂金額は委員会の判断に委されるのであって、寡婦或は受託者は埋葬費を負担する者は支拂される。

(7) 緯ぎ手の死亡

一人乃至一人以上の子女を有する寡婦はすべて給付を受ける資格をもつてゐる。その他の寡婦もまた次のいづれかの條件を有する場合資格を有する。即ち彼等が一人乃至一人以上の子女を持ち、そして結婚が一定の持続期間をもつてゐるか或は結婚の持続期間に彼等が少くとも一人の子女を養育した期間が十五年以上である場合。子女をもながつて寡婦は、その年金と結婚持続期間について一定の條件を満たねばならない。十六才以下の一人乃至一人以上の子女の母である寡婦の場合は除いて、夫婦とも夫の死亡直前ににおいてニユージーランドに三年以上居住しなるのでなければならぬ。寡婦は善良な道徳的性格と眞面目な性質のものであることを必要とする。寡婦給付は再婚によつて停止される或は子供について支拂われてゐるならば、彼等が子供でなく

なつた時——寡婦かその他の根據に基いて資格を有する場合でない限りト停止される。給付の基本率は年一三〇ポンドであるが、扶養子女がある場合には社会保障委員会は毎年平当によつて年七八八ポンドまで給付率を増加せしめる权限をもつてゐる。一般に資産上の制限はない。給付の減額は年ヒハ八ポンドを超える所得について行われる。しかし、扶養子女をもたない六〇才以上の寡婦については、年金給付に対する所得と資産の條件が適用される。

両親を亡くした孤児の場合における孤児給付の支払については既に「子女扶養」の項で叙述した通りである。

雇用傷害による死亡に因しては、第二章の「労働者補償」参照のこと。
扶養社会保障給付を受給中死亡せぬ夫の寡婦は、寡婦である期間中ミーンズ・テストによらないで年一〇四ポンドの給付を受け資格をもつてゐる。

(8) その他の事例

遺棄された妻は遺棄期間中寡婦としての給付の資格を取得できる。その場合寡婦給付の請求権には通常附隨する諸條件と同様に扶養について遺棄した夫の行為に因する一定の條件を満足せねばならない。一九一一年の精神病患者法によつて收容命令を受けている精神病患者の妻は、收容されないと否とにかかなく、寡婦としての取扱い下に給付を受けうことができる。いづれの場合においても、給付率は寡婦と同率である。即ち年一三〇ポンドに、扶養子女がある場合の年七八八ポンドまでの母性手当を加えたものである。扶養子女は家族給付によつて扶養される。

緊急給付は、賦政的援助を必要とする状態にありながら社会保障法の下におけるいわゆる給付

とも得る資格のない困窮者は支給される。緊急給付の支給は全く委員会の判断に任されていふ。そしてこれを支給することが可能である状態の場合は、委員会は、委員会の見解において支給される緊急給付と類似的な社会保険法のなんらかの他の給付を受ける資格を有する場合において支給をうけるような金額にできるだけ等しいような給付額を決定する。それぞれの緊急給付に関する詳細なる規程については別項に述べる。

第二節 給付細論

I 出産

ニュージーランドではこの給付については現金支給は行われない。(三ヶ所のこと)

II 児童扶養

(1) 一般給付

(1) 資格條件

家族給付は、十六才以下の子女が申請者の家族の一員として扶養され、かつ次の條件を満すすべての子女にハニ子及び養子を含む支給される。

(a) ニュージーランドで出生し或は

母が一時的にのみニュージーランドから不在であつたこと、或は

(b) 子女が一年以上ニュージーランドに永住的に居住していること

十六才以上の子女についでも、もしこの子女がある程度の肉体的、精神的缺陷のために生

計を立てえないような金額療養状態にあり場合には、社会保障委員会の判断で家族給付を支給することができる。

(iv) 申請と給付の支拂

家族給付の申込は、法律上の申告を繳わし所定のフォームに記載して申込者が届けする。もよりの地区的社会保障者の事務所以提出せねばならない。申込は病院のいづれでも差支えない。社会保障委員会から派遣された代表者の監督の下に、社会保障書記官は出生室の他必乗事項の照合を行な後、給付支給の許可、不許可を決定する。

支拂は一般に給付を支拂される子女の母たるみ行われるのであるが、特殊の事情の下においては父或はその他の他の者が子女のために行けることがある。

家族給付はすべてこの社会保障書記官、地区代理機関ならびに郵便局で月割で社会保障基金から支拂われる。この月割支拂分は、支拂期日から一月以内に請求しなかつて場合は——正当にして充分な理由が存することを委員会が承認しない限り——没収される。給付の支拂は、もし社会保障委員会がなんらかの理由で好都合とみなす場合は、地区代理機関に対して行うことができる。家族給付はもし希望するならば母の有する年金局貯蓄勘定に或は所得税監督官に直接支拂うこともできる。

(v) 給付率と期間

家族給付はカヴァーされなれどその子女についてミーンズ・テストなしに年二六・八ンドの率で支拂われる。給付の支拂は、子女が十六歳に達する月末まで継続して行われる。子女

のより以上の教育を援助するために、社会保障委員会は子女が十八歳になら年未まで給付を延長することができる。このような延長継続の要求をするためには学校の証明書が必要である。更に、子女が肉体的、精神的缺陷のために全証明状態となり生計を樹てるとができるない場合、社会保障委員会は十六歳を超えても給付を継続支給することができる。

給付は規定の年令限度内において定期的な期限延期の更新を行つて継続支給される。

(2) 給付の審査、停止或は打ち切り。

公共機関の収容者となつてゐる子女については給付は支給されない。ニュージーランドに永住しないことになつた場合、その子女の給付は打ち切られる。子女の扶養或は教育のために給付が支給されている場合、委員会がその給付がもっぱら子女の扶養、教育に使用されていないと判断したときは給付を打ち切ることができる。

孤児

孤児給付は家族給付の代りに支給される。

(1) 寄 資 條 件

孤児給付はミーンズ・テストによつて次の如き両親が死亡した十六歳以下の子女について支給される。即ち (a) ニュージーランドで生れた者であり (b) 両親の内最後に死つた者が死亡前にニュージーランドに三年以上居住していなこと (c) その子女が國家機関において扶養されていなこと。

(2) 申請と給付の支拂

給付の申請は孤児の両親をみでいる者が提出する。申請は規定のフォームで記載してもよりの社会保障省の地区事務所に提出せねばならない。社会保障書記官は個々のケースの事情を考慮した後は請求を許可或は拒否する。給付の支拂は、毎月社会保障基金から養親或は当分の間孤児の世話を監督をしている者に、社会保障書記官事務所、地区代理機関或は郵便局で支拂われる。支拂期日から一月以内に受領しない給付の月額は、委員会がその受領しない理由が正当にして充分なものであることを認めない限り没収される。

(八) 給付率と期間

孤児の最高給付は年六五ポンドであつて、これは孤児が或は孤児のために受領する所得一ポンド毎にヘ端数切捨並一ポンド控除される。現実の給付率は、委員会が孤児の所得、資産ならびにその他の特殊事情を考慮して決定する。いざれにしても孤児の所得のためには給付が年二六ポンド以下に減額された場合、孤児給付の代りに家族給付の申請を行うことができる。給付の支拂は、孤児が十六才に達する月の末まで継続し、孤児のより以上の教育を援助するためには孤児が十八才に達する学年末まで継続支給することができ。給付は毎年孤児の経済状態に基いて審査される。

(九) 給付の審査、停止或は打ち切り

孤児がニュージーランドを離れると給付は打ち切られるのであつて、ニュージーランド外では給付は支拂されない。給付が児童の扶養或は教育のために使用されないで他の目的に使用されるとそれは委員会の決定に基いて停止乃至は打ち切られことがある。

III 医療を必要とする状態

(1) 支給治療の内容と範囲

保健給付には一般開業医の治療、専門家の治療、出産サービス、病院治療、歯科治療、薬剤その他の必要な物、診断サービス、マッサージ治療その他のサービスへ地区看護や家庭補助へ算が含まれる。

(2) 一般開業医の治療

一般開業医の行う治療の内容及び範囲は、社会保険法に基いてなんらかの保健給付受給の資格を有する人々に與えられる開業医のあらゆる本来的ば、必要なサービスを意味するのであるが、専門家のサービス、その他の開業医の治療と同様する麻酔剤関係のサービスや出産検査と同様に行われる医療サービス或はその他の公衆衛生立法の下に行われる医療サービスは除外される。

(3) 専門家の治療

専門家のサービスは別個の規定によつて医療給付制度に織込まれているのであって、この規定によつてこのようないくつかのサービスを行う度毎に一定額が拂拭されるのである。専門家のサービスは医学上のサービスであるが、これは一つの特殊の技術であつて一般開業医に期待することのが困難なような程度或は種類の特殊技術と経験を必要とするものである。

(4) 出産サービス

出産検査に同様して一般開業医によつて與えられる医療サービスは、必要な産前産後の

助産と處置を行うものである。特殊のサービスもまた必要が場合行われるのであるがこれには麻酔剤関係などのサービスも含まれてゐる。正式に認められた産科の専門家の姓名は一般に周知せしめるために公告されていふが、彼等は患者に追加手数料を課することが許されている。

出産に用する病院サービスは、公立病院の産科病室や国立産科病院においては無料の処置か、公認の私立産科病院においては殆んど無料に近い費用で処置が行われる。出産給付の主体である病院治療期間は制限されている。その期間の前後のなんらかの病院治療は出産給付の主体ではないが病院給付の主体となりうる。

産婆が出産給付に附帯するサービスを行うためには契約した家庭における全時間サービスは部分時間サービスについてもまた支給される。

特殊規定によつて緊急の場合には資格を有す産婆は無契約の公認病院においても出産サービスの給付が行われる。

(d) 病院治療

公立病院における病院治療は患者になんらの負担をも課さずして行われる。公認の私立病院では機関においては社会保障基金からの支拂は總員掛けの輕減に充当される。このような病院治療はあらゆる内科・外科的治療や看護や病院で入院患者にあたえられる附添を意味するのであつて、かつ病院における患者の扶養を含んでおり、公立病院の場合においてはまた外本患者について與えられる治療も含まれてゐる。

特殊の療養所が公立病院委員会で經營されており、そしてその治療は必要な場合には患者に負担なしに行われる。王立ニルーランド婦女子保護協会（The Royal New Zealand Society for the Protection of Women and Children - Plunket Society）が經營する特殊病院のサービスもまた病院給付によつて無料で利用することができます。

(2) 歯科治療

すべてこの必要な歯科治療は十六才以下の者に、國家の歯科サービス乃至歯科学校卒は規定の契約による契約歯科医のいずれかによつて行われる。現在このサービスは十六才以下の者に限定されど、歯科医要員が充分充実するに至つた場合には十九才までの者に拡大されるであろう。

(3) 薬剤との他の支給

薬剤給付は、社会保障制度下の医療給付とはその他の給付の支給過程において開業医によつて指示された公認の薬剤、内服薬ならびに器具についてすべての住民に支給される。給付の対象である必要薬剤の範囲は正式に一覧表で限定されど、はいりが、その範囲は極めて広く一般的用途のあらゆる薬剤を包含している。

聴者は浦聴器が支給される。視力の缺陷のある一定の者は接触レンズが供給され、義足は極めて僅かなコストで患者に與えられる（基金からコストの10%が支拂われる）、以して困窮者にはこのコストをも地方病院委員会がまかねうのである。

(3) 診断サービス

他の補足的保健給付として、火災診断やかかる検査目的に附隨的な他のサービスが行われる。このサービスは民間の放射能研究者との契約の下に行われるものであるが、しかる場合においてはこのサービスは公益病院で行われる。同様なサービスが試験的の診断やかかるサービスに附隨的な検査料の決済についても行われる。

(b)

マッサージ治療

一般医療の一抑として一定の期間マッサージやこれに附随した治療を支給するためには一定手数料でかかる治療を受けた民間のマッサージ師と契約が締結されているのであつてその半分は基金が支拂い半分は患者が負担することになる。マッサージは開業医によつて勧告されるものでなければならぬのであつてこれは肉体の異常状態を治癒せしめ或は緩和する目的のために行われる操作や恢復的処置（あんま）、電気、熱、光線等は水による処置から構成されている。マッサージ給付は民間のマッサージ師について行われる、その他のマッサージは入院患者、外来患者の病院給付の一部として行われる。

(c)

人口稀少な地方においては、病院委員会或は国家が雇用する地区巡回看護婦のサービスが現在利用できる。特定の特需看護婦協会もこの制度内に包含されている。このサービス支給の経費は基金によつてまかなわれる。

母が仕事をの能力を喪った期間は過度の困難な状態にある場合（家庭援助は一九四四年の社会保障へ家庭援助）規程によつて與えられる。国家が直接家庭に直接援助を與えるので

はなく、このような援助を與える目的で結成された公認の組織に補助金を支給する。この組織はこの組織の被用者として働く家庭補助者を雇用し、これらの補助者は保健大臣の規定する期間と條件に従つて組織の創立てる家庭で働くこととなる。社会保障基金から支拂われる補助金額は、家庭補助実施に要した経費のみならず補助者の登録、募集、訓練に要した経費を斟酌して決定される。

一般に保健給付については資格条件はないが、その他のサービス即ち地区巡回看護婦や家庭補助者にはある制限があつて他のサービスを得ることができない場合——困窮状態即ち過度の困苦状態——にのみ利用しようるのである。

多くの保健給付は期間については制限なく利用しようのである。限られた期間のみしか利用しえない給付についときえも、受給者が持続期間についマ制限のないなんらか他の給付形態により長期にわたつて受給することはできる。ニードランジの制度における保健給付に適用される持続期間の制限は次の如くである。

(i) 出産。この項目の給付は分娩日を含めて合計十五日以内である。その期間の後において病院治療を必要とする場合は、病院給付が支給される。
(ii) マッサージ。この項目の給付は医師の一回の勧告で四週間に制限されている。しかし更に医師の勧告がある場合は四週間の期間を延長することができます。勧告された日以後六週間以内に治療を受けねばならない。

(iii) 医薬その他支給。医薬給付については規定の制限期間はないが、一回の處方で支給

される薬剤の量を制限することによって同じ効果がえられる。器具類は一定期間後更新して貰えるが、それは器具の種類と受給者の状態によつて決定される。

(2) (a) (1) 医療受給の方針
病院外治療

一般開業医治療

ニュージーランドの制度において公立病院以外の一般開業医のサービスを受けたためには使用される方法には二種類ある。

第一は人頭式即ちパネル制度と稱される方法であつて、これは個々の医師が社会保険（医療給付）規程の下に一算患者一人あたり一定の手数料であらゆる本來の必要なサービスを行ふことを契約するのである。この場合その他往診費用についでは立替支拂が行われる。この制度の運用はかなり簡単である。患者が医師に申込んでも医師が承認するならば、承認カードに署名すをしてこのカードは保健省に送付される。それぞれの医師の現在のカードに基いて保健省は報酬を算定する。

第二の方法は受給者が定額式報酬制に基づいて（fee-for-service basis）一般開業医のサービスを受ける方法である。そしてこのサービスは個々の契約を行わないで基金が金額交換一部負担をして行われる。受給者は自由に開業医を選択することができます。

往診或は診察に対する法的手数料の支拂は基金から医師は受給者のへづれかに支拂わ

れ石のであつて、これは報酬受領について医師の採用した方法によつて決定される。

(2) 専門家治療

入院患者或は外来患者に対する一般病院給付制度の下において病院委員会によつて一時の専門家治療が與えられる。しかし、自己の選択した専門家のサービスを受けないと欲するならば、さうすることはできる。その場合専門家の手数料に對し責任を負わねばならないが、医師の領收書を提出して、との専門家の自分のサービスに対する法的 手数料の拂拭(ふせき)を受けることができる。

(3) 歯科治療

小児見合については、ニュージーランドの大部の小学校地区に散在してゐる国民歯科サービス部 (The National Dental Service) によつて歯科治療が行われる。とのサービスは国家によつてまかなわれ、保健省の一般公衆衛生サービスの一科として保健省によつて管理されてゐる。中等の生徒や国民歯科サービス部が利用できない地方では、社会保障立法の下にかかるサービス供給契約をせる登録歯科医或は公立病院の歯科部で治療受けができる。

歯科給付規定に従つて登録せらる人々には、歯科給付カードを發行されるが、このカードには姓名、住所、年令その他特定の事項ならびに治療を受ける診療所、契約歯科医等が記載される。このカードは患者が歯科給付を申込む度毎に提出せねばならない。

(4) 産婦の看護

産婆は社会保障制度の下における出産サービス供給について保健大臣と契約することができるのであるが、なんどすべての産婆はこの契約を締結している。この契約せる産婆は患者の自宅において全日勤務は限時巡回制のいづれの方法でもサービスの提供を行うことができる。これらの産婆の姓名と住所は一概に周知せしめるために公告され患者は自由に選択する。このサービスは産科病院のサービスの代りとなるものである。

(b) 薬剤その他の支給

社会保障制度の下に薬剤供給を行ふんとする公認薬局の所有者はその目的について保健大臣と契約を行う。実際ににおいてニニージーランドのすべての薬局はこの契約を行っている。薬剤を取得するためには、受給者は開業医或は産婆の處方箋をこのサービス供給を契約せる薬局に提出しさえすればよい。一定の大きな公立病院も契約せる薬局と同じ基準の下に外来患者即ち薬剤を供給する。一般に、特許薬品は一部は国家の調査価格でのみ提供されるけれども、基金の負担だけでは入手できない。

日々の奥空管タイプの補聴器の供給は、病院給付に対する一般制度の一郭として公立病院の外来患者に許可されている。もし補聴器を受ける資格を有する患者が病院委員会によつて無料で支給される補聴器を利用することを欲しないならば、これらの給付の目的のために認められなんらかの補聴器の購入のため手当を受けることができる。また、奥空管等を更新するコストは受給者の負担である。一方の視力喪失に対する接觸レンズの支給もまた外来患者に対する一般病院給付規定の下に許可されている。基金によつて一部まかぬ

われ名義もまた、整形外科医の勧告に基いて公立病院の外来患者の取得しうる給付に追加された。外療患者の給付に関する規定の下に、公立病院委員会は整形器具の調製について必要な専門家の診断と便宜を供給せねばならない。

(5) 他の住宅外の治療

診断ならばにマッサージサービスは社会保障制度の下にすべてこの公立病院で行われる。しかしこれらのサービスはまだ医師の勧告に基いてこの目的のために保健大臣と任意に契約している相手の放射能専門家や病理学者やマッサージ師から受けることができる。國家の雇用する地区巡回看護師や公立病院等は補助を受ける場合は規定によつてこの制度に包含されており、このサービスは孤立せた地区的人々に利用される。現在は、自家におけるなどのような援助を與える目的のために構成された公認の組織に対しては基金の補助はなんら規定されていらない。

(6) 入院治療

ユニバジーランド制度における病院給付に関する立法上の規定自体は公立病院における治療を受けるべきなんらの権利をも與えられないものであるが、しかし実際においては公立病院で受けた病院治療は肉しきは、患者は負担を負わしめないことを規定している。公認私立病院では給付の目的について認められた機関において受けた病院給付に関する社会保険基金からの支拂は總負担の軽減に充當されるであろう。

入院料をうるためには、受給者は自己の受持の医師或は病院委員会医師を通じて申込ま

ねばならない。しかし入院の決定は全く病院当局の手中にある。この手続はあらゆる形態の医療施設への患者の入院に適用される。

(3) コストの分担

既述した如く、社会保障基金は社会保障課出からの收入と整理基金へ一般租税基金（）からの補助金とによつてまかなわれる。納稅者はその資産に応じて社会保障給付に対して課出するのであるが、しかしそれぞれの住民はその資格を満すならば、納稅者であると否とに問はず給付を受ける資格がある。ある保健給付は、これ以上受給者に負担せしめないで與えられる。しかし以下に列挙せる給付のコストは一部分だけ社会保障基金からまかなわれる。その残額は受給者によつてまかなければならぬ。

一般開業医のサービスは人頭式料金制度或は定額式報酬制の下に供給される。人頭式制度の下においては、契約医は彼のパネルの患者に対する必要な一般医療を行い、それぞれの患者について一定の年率で該割手数料の支拂を受ける。定額式報酬制の方法に基く場合は、開業医はどの受給者に対しても医療サービスを行ふことができ、その手数料を社会保障基金或は患者のいづれかに對して請求することができる。基金から支拂れる手数料額は診察或は往診について一定率であつて、医師はこの手数料を全額受領することができし。或はより高率が課された場合には手数料の幾割を患者からとることができ。もし、患者が医師から全額請求さればならば、医師の領收書に基づいて診察或は往診についての法定率で社会保障基金から払戻しを受けることができる。

公立病院治療は患者には無料で行われるが、公認私立産科病院を含む私立病院或は機関における治療については、基金からの支拂は負担の軽減に充当される。

標準型の補聴器は無料で支給されるが、受給者がその他の型のものを購入したと候する場合の給付目的について認められて補聴器購入に対し標準型のコストとして規定された額を超過しない額の支拂を受ける。公立病院で収足を支給される場合には、受給者はコストの僅かな部分を支拂わねばならない。診断サービス供給を契約せる一般放射能医は基金から彼に支払われる手数料以上の額を患者に請求することができる。放射能医に関する規定によつて保健大臣は、基金から支払われる金額以上に請求される手数料を特定額に制限することができる。

契約せる一般マッサージ師は、彼の住宅以外でサービスを行わない限り、基金から彼に支拂

われうる率を超過しない追加手数料を患者に請求することができ認められてゐる。

家庭補助制度の下において、公認組織はこの費用を組織と家庭との間で決めることが認められており、基金から支払われる補助金はかかる組織の管理費のみをカバーするようには計画されてゐる。

IV 社会保健の維持

(7) 第二章参照のこと

V 劳働能力喪失

(1) 資格條件

疾病給付はニニージーランドに十二ヶ月以上居住している十六才以上の者で疾病或は事故によつて一時的に労働能力を喪失し、そのために俸給、賃銀或はその他の收入の損失を教つた者に支給される。

既婚婦人は、夫が彼の女を扶養しえない場合にはみ給付を受ける資格を有する。

(iv) 申請と給付の支拂

疾病給付の申請は規定の様式に記載して医師の証明書を添附して社会保障省の最寄りの事務所に提出せねばならない。必要な調査を行つた後は、申請は承認乃至拒否される。

給付は毎週社会保障基金から郵便局の郵便局員替か地方事務所によつて奉行されてこれで支拂われる、そしてこの郵便局員替によつて保健省のこれらの地方事務所は指定郵便局で現金に替えることができる。社会保障委員会は、受給者の生活の有無にかかわらず、受給者或はその被扶養者の最も利益に合致すると判断した場合においては給付の全額又は一部の支拂を他の者に行うことができる。

(v) 給付率と支給期間

疾病給付は申込者の週収入が彼の能力喪失のために減少せる額を超過してはならない。この規定による疾病給付率は次の如くである。

- (a) 被扶養者をもたない二〇才以下の申請者の場合には週三〇シルリング
- (b) その他のすべての場合には週五〇シルリング、扶養すべき妻を有する申請者の場合は妻について週五〇シルリング増額される。

前記給付率は、申請者ならびに被の妻或は夫との總所得が週ニ〇シルリングを超過した場合その所得の一シルリング毎に(端数切捨)一シルリング減額される。申請者が支要金から疾病給付或はその他から同様な給付を受給している場合には認められる所得は週四〇シルリンガとなる。

申請者の妻についてなんらの支拂も行われでない場合には、妻について規定された率を超過しない率での手当を、自分の間申請者の家庭の面倒をみている者について支給することができる。

この能力喪失の最初の七日間については支給されない、但し社会保障委員会がなんらか特殊事情を考慮して、この期間の全部或は一部について給付を支給すべきであるとの判断の下に決定した場合は別である。この規定に従つて疾病給付は、申請を受領した日附の前後にかかるらず社会保障委員会が決定した日に開始される。

給付の支払は、疾患或は事故による労働能力喪失状態が続く限り、或は受給者が社会保障法の他のなんらかの給付(家族給付以外の)を受ける資格を有するに至るまでは、継続する。疾病給付の申請者はすべて登録医師の証明書を添附せねばならない。そしてこの能力喪失期間中証明書を定期的に提出することが必要とされる。

受給者が雇用を回復しながら、怒期間に再び同じ疾患で労働能力を喪失した場合には、疾病給付支拂開始以前の七日間の待機期間を守る必要はない。しかし長期間の後に同じ疾患により或は新しい病気によつて労働能力を喪失するに至つた場合、申請者は最初の請求の場合と

同じ條件の下に請求を提出せねばならない。

(二) 給付の審査、停止等は打ち切り

要がされた時に満足しうる医師の證明書を提出しなかつた場合、給付の審査を受け、之でかかる場合において委員会はその判断において給付を停止乃至打ち切ることができる。受給者の所得へ或は妻のある場合は妻の所得への変更については報告せねばならない、そして給付は再検討され必要ならば調整される。受給者が収監されたり或は懲役所に収容された場合、この期間給付は支払われない。しかし委員会は給付を検討して給付の全額或は一部を受給者の妻に或はその他の者に妻或は扶養子女のため支拂うことができる。社会保障委員会は、受給者は給付の與えられる扶養子女が公共機関或病院に入院した場合給付を再検討する权限を與えられている。

上述の特殊の場合は別として、社会保障委員会はいつでも事情の變つた場合は給付を検討する权限をもつてゐる。

癡 疾

(3) 資 格 條 件

十六才に達ししかも年令給付を受ける資格のない者が、もし彼が完全盲目或は事故の結果として乃至は疾病、先天的疾患のため永久に労働能力を喪失した場合は療養給付を受ける資格がある。申請者は申請直前はおいでニージーランドに十年以上居住していふ者でなければならぬ。盲目の申請者の場合には、ニージーランドで生れるから盲目であるが來は

ニユージーランドに永住中に育成になつた者でなければならぬ。そしてその他の中請者の場合には、ニユージーランドで生れながらにして能力を喪失している者か或はニユージーランドで発生した事故或はニユージーランドにおいて罹った疾病によつて仕事の能力を喪失するに至つた者でなければならぬ。癡疾の時並びに或は場所に拘する條件に該当しえない者はどつては、申請の期日直前二〇年間継続して居住してゐることが必要である。但し一九三六年九月四日現在ニユージーランドに居住してゐる人々は十年間の居住で戻支えない。

ニユージーランドにおける居住の意味については、不在期間の合計が一年以上とならぬ不在者は一年を超過する場合はその場合に応じて十年又は二十年以上ニユージーランド居住のそれぎれの一年について一ヶ月以上その期間を超過しない者で、實際に申請の期日直前12ヶ月ニユージーランドに居住していな場合においては、不在によつて居住が中断されたとはみなされない。盲人が恵業訓練或は眼の治療の目的のために、或はその他の癡疾者の場合において特殊の外科的治療のために不在であつても、社会保健委員会がかかる特殊の治療のためニユージーランドを離れることは善良にして充分な理由の存することを認めらときは、ニユージーランドの継続的居住を妨げるものとみなされない。同様に、国防軍の一員としてなんらかの資格で参加し、或は戦争中から軍隊に従事する組織に従う目的のために不在になつた期間は、居住を中断されない。

申請者が善良な道徳的性格と眞面目な性質の者でない場合或は彼の癡疾が自己誇張的のものであつたり又は給付の資格を取得する目的を以てなんらかの方法でも石らしたものである

(b) 場合、給付を拒否される。

(ii) 申請と給付の支拂

療疾給付の請求は所定の様式に基いて記載し、社会保障省のもよりの地に事務所に提出せねばならない。必要な場合には医学的診断が行われるがこれは社会保障委員会の指定する医師によつて行われ、この医師は申請者が永久に労働能力を喪失しているか該は完全盲目であるかどうかについて認明し、その診断の根據を記述せねばならない。社会保障審査官は必要な調査を完成し、医学的報告書を受領した後は請求の承認乃至は拒否を行うのである。

審査官によつて請求が拒否される場合、請求者は審査請求権を有する、そして医学的根據に基いて拒否された場合には、社会保障委員会の任命せる三人の医師の構成するアドバイザリーボードに対する再審査請求権がある。

療疾給付は社会保障基金から毎月支拂われる。支拂は受給者に対してなされる。例外的に受給者の指定する代理人に対しても支拂うことができる。支拂期日の一ヶ月以内に請求しない場合は、支拂についての善良な事由がない限り没收される。

(iii) 療疾給付率と支拂期間

療疾給付率は次の如くである。

(a) 諸婚男子の場合は年一三〇ポンドで、彼の妻については年一三〇ポンド増額する。
二〇才以下の未婚者の場合は年一〇四ポンドである。

その他の場合はすべて年一三〇ポンドである。

以上の率が減額される場合は次の通りである。

(a) 既婚男子の場合において、彼と妻との合計所得が年五ニポンドを超過する場合一ポンド毎に「端数切捨」について一ポンドの減額。また夫婦の累計資産の総資本価値の一〇ポンド毎に「端数切捨」申請者の支払額から一ポンド、妻に対する支払額から一ポンドの減額が行われる。

(b) 結婚して扶養子女を有する男子の場合における所得控除は年七ハーポンドである。資産の減額は(a)の場合と同じであるが妻の資産は考慮に入れない。

(c) 結婚婦人の場合の減額は、申請者と夫との年一ハニポンドを超える合計所得の一ポンド毎に「端数切捨」一ポンド、そして両者の純累計資産の一〇ポンド毎に「端数切捨」一ポンドとなつている。無能力のために必要な看護或は家庭援助の支払を受ける場合には、社会保険委員会はその判断に基いて、所得取は資産のため年一三〇ポンド以下の額にまで減額され右給付率を増加せしめることとなる。しかしそのためには申請者と夫の合計所得が給付を含めて四ハーポンドを超えてはならない。

(d) その他のすべての場合における所得控除は年五ニポンドであり、資産減額は(a)の場合と同様であるが、妻の資産は考慮されない。

完全育目の所得の算定にあたつて、年一五六ポンドまでの個人所得は考慮されない、そして給付に追加の方法によつて彼の年収入は、一、收入、給付を含めて總額が二ハ六ポンドを超過しない限り――ニ五分追補助を與えられるであろう。

申請者の累計資産の資本価値の算定にあたつては、地代、土地抵当权、家具、所持品、資本価値は年金、生命保険の利子の価値等は考慮されない。累計資産の資本価値から五〇・ポンド控除され、その残額が累計資産の純資本価値とみなされる。一人の既婚者の場合、累計資産の資本価値は、大体の累計資産の總資本価値の中額に等しい。

給付率は、資産の純資本価値との資産からの所得の兩者について減額されるわけではないが、いずれかより多額の減額が行われる方法によつて減額される。

療疾給付は六〇才まで支給され、それ以後は療疾給付に代つて年金給付が支給される。盲目の受給者ならばにその妻に支払われる總額は根拠によつて変更を受けない。

委員会は受給者に対するでも医学的審査を要求することができる。

療疾給付は合計二年を超えない不在期間についても、もし委員会が盲人の受給者の場合において眼葉訓練院は眼の治療の目的のための不在であることを認めな場合は、支給される。その他の場合にはおいても委員会は一時的な不在期間について給付を支払うことができる。

給付は年基礎の下に支給されるのであつて、受給者は十二ヶ月毎に新しく申請を提出せねばならない。この申請には貿政状態の記述書が含まれており、すべての更新の申請は最初の給付の申請と同様に調査される。

給付の審査、停止該は打ち切り

盲目的なため療疾給付を受領している二才以下の者がなんらかの眼葉訓練を受けうる能力を有する場合には、かかる訓練を受けることを要請されながら充分な理由なくして拒否しな

とさへ、社会保障委員会は給付支払額の全額或は一部の支払を停止せしめることが出来る。

受給者がニージーランドなら一時的に離國した場合不在期間に対する給付を停止され、離國が永久的であることが判明しならば給付を打ち切られる。

受給者がある期間収監され或は懲罰所に收容された場合給付の再審査を受け、委員会の判断の下に停止乃至は打ち切られ或は被扶養者の扶養のために金額乃至は一部支給することがざきる。

社会保障委員会は受給者或はその被扶養者の公立病院乃至機関の入院許可についで給付を審査する权限をもつてゐる。事情が変化した場合、社会保障委員会はいつでも給付を審査することができる。

(3) 病院上の難疾

(1) 資格條件

被扶養者の資格をうるために、申請者はニージーランドで家庭夫として従事し硅肺に罹り、それによつて永久に労働能力を喪失したか、又は家庭と隔離せんらかその他の私業病或は心臓病に罹り、それに基いて永久に全く労働能力を喪失した者でなければならない。
申請者は申込期日直前にニージーランドに五年以上継続して居住しているものであつて、被扶夫として少くとも合計二年半以上雇用されたものでなければならぬ。継続的居住といふのは、合計六ヶ月を超えない期間ニージーランドから不在であつても差支えのないものと考えられる。

申請者が善良な道徳的性格と勤勉的な性質のものでなく或は申請直前の五年間に妻子を遺棄し乃至は故意に扶養しなかつた場合には申請直前は五年間に妻子を遺棄し乃至は故意に扶養しなかつた場合には給付は拒否することができる。

(四) 申請と給付の支払

被扶養者の申請は所定の様式に記入して社会保障省の最寄の事務所に提出せねばならない。そしてそれには医師の証明書を添附することが必要である。地区事務所で調査を完了した後に決定のため社会保障委員会に提出される。

医学的根據に基いて請求が拒否される場合、申請者は三人の医師で構成する委員会に対してアドバイスする権利を有し、この委員会の決定は最終的のものとなる。

給付は毎月社会保障基金から支払われ、社会保障省の地区事務所或は郵便局で受領することができる。特殊の場合には代理人に支払いすることができる。しかるがる場合は受給者に支払われる。支払期日から一ヶ月以内に受領しなかつた場合は、正当な理由がない限り没収される。

(五) 給付率と支給期間

被扶養者率は年一三〇ポンドであつて、その妻については更に年一三〇ポンド支給される。申請者ならびに或はその妻の所得乃至は資産のために給付は減額されない。

癡疾状態が存する限り給付は継続して支給されるが、受給者はいつでも、必要な療養期間が合計二年以内である場合は給付を支給することができます。

(二) 給付の審査、停止或は打ち切り

きの後の医学的診断の結果受給者は作業上癡疾状態にあらざることが明らかになつた場合、給付は打ち切られる。受給者が収監され或は懲罰所に収容されたときは給付の審査を受ける。そして給付の停止、打ち切り等は妻、被扶養者に対し全額或は一部の支払を行ふことができる。

失業

(1) 資格條件

失業給付の資格をうるためには、十六才以上であつて年令給付受領資格のない者でなければならぬ。適切な仕事を遂行する能力と意思を有し、かかる雇用をうるためには合理的な手段を講じた者で、かつニユージーランドに十三ヶ月以上継続して居住している失業者でなければならぬ。

(2) 既婚婦人は夫か彼の女を扶養しえない場合のみ給付を受ける資格を有する。

申請と給付の支給

失業給付に対する申請はすべて所定の様式に基いて作製し社会保障省のもよりの事務所に提出せねばならない。申請について必要な調査を行つた後、地方事務所はそれを承認或は拒否する。

給付は社会保障基金から支拂われ、申請者の希望に応じて申請書を提出した事務所はもよりの郵便局で受領することができる。給付は毎週受給者に支払われ、受給者は一定の場合を除

いで定期的に変更される特定の時期に受領せねばならない。指定の時に受領しなかつた場合、受給者は善良にして充分な理由がない限り没収される。

(3) 給付率と支給期間

失業給付は、十六才から二〇才までの扶養者なき者には週三のシルリングの率で、扶養される妻、その他すべての者は週五のシルリングに週五のシルリングを加えた率で支払われる。社会保障法は失業給付についてなんらかの明確な所得或は資産に関する制限を規定していない。しかし申請者或はその妻がなんらかの源泉から收入を得てゐるか或は資産の所有者であるならば、委員会はその判断に基いて失業給付率を減額せしめることができることを規定している。家庭を持つてゐる者で妻についてこの給付を受けでない場合は、妻についての給付を超過しないで家庭の面倒をみでいる者について給付を受けることができる。

失業の最初の七日間にについては支給されないが、しかし社会保障委員会がその判断においてこの期間の全体率は一部について給付を支給すべきことを決定した場合は別である。この規定は從つて給付は申請受領期日に開始される。

すべてこの失業給付受給者は労働雇用者の地方事務所に登録して給付の割賦を受領する前にその事務所に出席せねばならない。給付の支拂は一般に、受給者が失業しておりかつ雇用について登録されていあ限り継続して行われる。但し彼が社会保障法の下に他の給付へ家族給付以外のものを受領する資格を得るに至つた場合は別である。

(4) 給付の審査停止または打ち切り

社会保障委員会は六週間を超えない期間について給付の開始を延期する权限、既に署名をし
て充金を起付なくして自発的に失業した者は労働者としての並行鳥によつて雇用を失つた場合、
既に申請者乃至受給者が正当にして充分な理由なくして適切な雇用の機会を拒否乃至受入れえ
なかつた場合は季節的労働者の場合においてその季節の收入が一時的失業にもかかわらず自
己ならびに家族の扶養に充金である場合等においては給付を打ち切る权限をもつてゐる。

失業給付受領中に疾病又は事故のために一時的に労働能力を喪失するに至つたならば、審査
の結果によつて失業給付の代りに疾病給付をうけることができる。このような場合において疾
病給付は、従来支給されていた失業給付が彼の所得であつたものとして算定される。

受給者が收監され或は懲罰所に收容された場合、給付はかかる期間中支拂われない、しかし
社会保障委員会はこの給付を審査し、そして事情を考慮して受給者の妻或は妻及び子女の左
めに誰か適当な者にとの金額又は一部を支払うことができる。

社会保障委員会は、受給者或は給付を與えられた者が公共機関の收容者或は病院給付の
受領者となつた場合には給付を審査する权限をもつてゐる。

以上の特殊の場合を別として、事情が変つた場合においていつでも社会保障委員会が給付を
審査する規定がある。

VII

(1) 年会費給付 (1) 資格條件

年会給付は、一九三八年三月十五日にニユージーランドに現住し、申請直前に十年以上ニユージーランドに居住しているカヴァーされた人々（三章 I G (1) 参照）に支給される。その他のすべての申請についでの居住上の要件は申請直前に二〇年間継続居住していくことである。前者の場合における継続居住要件は次の場合には中断されないものとみなされる。即ち、全不在期間が一年を超えない場合、或は一年を超えた時に、十年を超えてニユージーランドに居住している各一年について六ヶ月を超過しない場合、そして申請者が現実に申請直前に十二ヶ月間ニユージーランドに居住している場合。

後者の場合における継続居住の要件は次の場合には中断しないとみなされる。即ちニユージーランドからの全不在期間が二年を超過しない場合、或は二年を超過してからニユージーランドにおける二〇年を超過した居住の一年について六ヶ月を超えないで、申請者が現実に申請直前十二ヶ月間ニユージーランドに居住している場合である。

ニユージーランドに登録されたはニユージーランドの所有する船舶であつてニユージーランドの貿易に從事している場合、その船員か社会保障委員会をして、彼の不在中彼の家族では家庭がニユージーランドにあることを承認せしめるならば、彼のニユージーランドから不在は承認えない。国防軍の一員として従軍し或は軍隊に従属した組織の一員として戦争以開戦したサーキュイヌに従事してニユージーランドから離れて不在となる場合も同様である。申請者が既婚男子である場合、彼は給付申請直前五年間ににおいて六ヶ月以上にわたつて妻を離棄し或は故意に充分に彼女を扶養しなかつたり或は彼が法律上扶養の義務のある十六才

以下の子女を故意に扶養しなかつた等の事案があつてはならない。既婚婦人の場合はあらざ
は、同じ期間内にわづつて夫或は十六才以下の子女を遺棄したりした者であつてはならない。
申請者は善良な道徳的性格と眞面目な性質のものであることを必要とする。

(四) 申請と給付の支拂

年令給付の請求は所定の様式に記載して社会保障省の最寄の事務所に提出せねばならない。
書記官は請求者の給付权を確かめるためには必要な調査を行い、社会保障委員会に決定のため
附託せねばならないようなんなら特殊の事情がない限り、その請求の諾否を決定する。

給付は申請者の希望によつて社会保障省の事務所或は最寄りの郵便局のいづれかで社会保
障基金から支拂われる。支拂は毎月受給者或は特別の場合には代理者に行われる。支拂期日
から一ヶ月以内に給付を受領しないならば、正当にして充分な事由があると委員会が認めな
い限り、没收されるであろう。

(五) 給付率と支拂期間

給付の基本率は年一三〇ペンドである。申請者が未婚男子であつて、彼の妻が自己の权利
として給付を受ける资格を有しない場合においては、もし夫婦の總所得と受領する給付を加
えたものが年三二二ペンドを超過しないならば、社会保障委員会の判断により年一三〇ペ
ンドを超過しない額だけ基本率で増加せしめることができる。

申請者が未婚であるならば、給付の基本率は、年五ニペンドを超過せる所得の一ペンド毎
にヘ端数切捨)一ペンド減額しよう。

一人共受給权を有する夫婦の場合において基本率は被扶養の合計所得が年々二ポンドを超過する部分の一ポンド毎に（端数切捨）一・シルリング減額しうる。しかし、一方のみが資格を有する場合の減額は、社会保障法の下に夫婦は妻に支拂われるその他の貨幣給付へ家族給付は別として）を含めた總所得が年一八二ポンドを超過する部分の一ポンド毎に（端数切捨）一ポンドの率である。

年金給付もまた、申請者は彼の妻がなんらかの資産の所有者である場合には減額される。そしてこの点についての條件は療疾給付の場合（ア・（2）、（iv）参照）と同様である。妻或は夫と別居する申請者は社会保障委員会の判断に基いて未婚者として取扱うことができる。

年金受給者は、彼等の收入が超過している間その給付を放棄して、雇用が中絶した際直ちに依然に復しうるよう申請する資格がある。その期間外に受給せぬ收入はその後の所得算定にあたつて計算に入れられない。

給付は年基礎の下に支給される。そして受給者は十二ヶ月後は更新の申請を提出することを要求されている。この申請には経済状態の説明書も含まれていて、最初の申請と同様な調査を受けるのである。

(c) 給付の審査 停止或は打ち切り

給付は、ニュージーランドからの不在が一時的であるならば停止される。しかし不在が永久的であるならば給付は打ち切られる。一時的な不在の限定期間についてはニュージーランドに復帰した際給付を受けることができる。

受刑中或は懲役附に收容されている期間受給者は給付は支拂わればいい、しかし社会保障委員会が給付を審査して受給者の家族扶養のためにはその金額は一部を支拂うことができる。

社会保障委員会は、受給者或は給付を支拂われる者が公共機関に收容され或は病院給付の受給者となつた場合はいつでも給付を審査する权限をもつてゐる。

列挙せる特殊の場合は別として、社会保障委員会はいつでも事情の変更が生じた場合給付を審査する权能を與えられてゐる。

(2) 養 老 給 付

(1) 齋 業 條 件

・ 養老給付は、隼令給付申請者について規定された居住上の制限を満足せしめる力ヴァードされた人々(第2章第2項参照)に支給される。

(2) 申 請 と 給 付 の 支 拂

・ 給付の請求は所定の様式に基いて記載して社会保障省の最寄の事務所に提出せねばならない。地方事務所は申請書を照合した後是否決定のために社会保障委員会に送付する。

・ 給付は毎四月に分割して現金で社会保障基金から支出され社会保障省の事務所或は最寄の郵便局で支拂われる。受給者は支拂われるものであるが、特別の場合には社会保障委員会の認めた代理者に支拂うことができるのである。支拂分は支拂期日から一ヶ月以内に請求しない場合は、正當にして充分な理由がない限り没収される。

(3) 給 付 率 と 支 払 期 間

養老給付は一九四〇年四月一日始めて支払われた。その時の給付率は年一〇ポンドである。給付の年率は年最高率の十三。ポンドが一九八八年に達するまで一年に二ポンド一〇シルリングで四回に分けて一回ハボンドニシルリング六ペンス宛支払われる。この給付はミンズ・チストを行わないで支給され、受給者がニュージーランドに居住する限り継続支給される。養老給付の法的給付率よりも大なる年令給付を受領している者は六五才以降において申請次第年令給付に代えて養老給付の支給を受けることはできない。

(二) 給付の審査停止或は打ち切り

受給者がニュージーランドを離れる場合給付は審査をうける。一時的不在中は停止されるがニュージーランドを復帰すると一時的不在の限られた期間について支払を受けることができる。永久にニュージーランドを離れるとときは給付は打ち切られる。受刑中或は懲治所に収容された期間については受給者は給付は支給されない。しかし受給者の家族の扶養のために審査して金額既ば一部支払うことはできる。

埋葬一炭坑夫

資格條件

炭夫の社会保障給付(ア、(3)(4)参照)を受けている者が死した際、葬式の合理的経費について手当が支払われる。

(2) 中請と給付の支拂

給付の申請は死亡後十二ヶ月以内に社会保障省の最寄の事務所に記載して提出せねばならない。申請書の提出は寡婦歟は受託者が行い、支払は寡婦歟は埋葬費を負担する者に或は埋葬に際して支拂を受ける資格を有する者に対しで行われる。

支拂は社会保障基金から小切手によつて行われる。
給付率と支拂期間

これは支拂を受ける資格を有する者に一時払で支拂われる現金給付である。支拂額は全く社会保障委員会の判断で決定される。

(1) 猥ぎ手の死

(1) 原因のいかんによらない死亡

(1) 資格條件

寡婦給付は次の條項に従つてカヴァーされた人へ^{標準手当の参照}支拂される。

(a) 寡婦が十六才以下の子女一人以上の母であること

寡婦が一人以上の子女を有し、結婚期間が十五年以上であるか或はいづれかの場合において結婚の持続期間とそれと統く期間中に十六才以下の子女の少くとも一人の養育と監督を行つた期間が十五年以上であること。

(d) 結婚後五年以上経過した際に五十才に達した後は寡婦となつた場合

現在五〇才以上で、四〇才に達した後は寡婦となつたもので、結婚の持続期間が十年

IX

以上であり、結婚以来十五年以上経過している場合

十六才以下の年を有する寡婦の場合は除いて、夫の死亡直前に夫婦がニュージーランドで少くとも三年間居住していくことが必要条件である。

寡婦給付における「子女」というのはニュージーランド外で生れたものを含まないが、しかし(a)母が子女の出生の時に一時的にのみニュージーランドで不在であつたか或は海親とも、ニュージーランドに父の死亡直前に三年以上居住していく者をいう。この用語には、申請者の夫の生存中における離子や養子が含まれている。社会保障委員会はその判断に基いて、申請者によつて扶養されている子女や申請者の夫が扶養していく子女については、寡婦給付の目的上申請者の子女とみなすことができる。

いかなる婦人も、彼の女が善良な道徳的性格と眞面目な性質のものであることを社会保障委員会がみとめない限り、寡婦給付を受領する資格をもたない。

(42) 申請と給付の支拂

寡婦給付の請求は所定の様式に記載して社会保障省の最寄の事務所に提出せねばならない。請求は社会保障書記官が取扱うのであつて、必要な調査を行つた上請求の諸手を決定する。

支拂は毎月社会保障基金から社会保障省の事務所或は最寄の郵便局――受給者を指定によりいづれでも構わない――で行われる。通常受給者本人が月支給額を受領するを要するのであるが、特殊の場合には社会保障委員会が代理者の任命を許可することができる。支払期日から一月以内に受領しない場合は、正当にしそ充分な事由がない限り没収することができる。

給付率と支拂期間

寡婦給付の基本率は年一三〇ポンドである。十六才以下の扶養子女を有する場合においては、社会保障委員会はその判断で年七八ポンドを超過しない毎手当だけ給付率を増加せしめることができる。

給付率の算定は際して次の條件が規定されている。

- (a) 申請者が六十才に達し、かつ十六才以下の扶養子女を有しない場合には、年金給付の申請の場合における如く(参照)所得と資産に因して減額が行われる。
- (b) その他すべての場合においては、最高率は年七八ポンドを超過する申請者の所得の一ポンド毎に(端数切捨)一ポンド減額される。

支拂は、寡婦が法律の條件を充足する限り、継続支給される。給付は毎年更新されるのであつて、十二ヶ月期間が満了する一寸前に受給者は過去十二ヶ月間の経済状態を詳細に記入し、更新様式を作成せねばならない。

扶養子女についてはあらゆる場合は家族給付によつて支給される。

(二) 給付の審査、停止或は打ち切り

寡婦給付が子女を考慮して算定されである場合には、死亡その他の事由によつて給付を支拂うべき子女がなくなつた場合はいつでも、給付の支拂は停止される。このような場合、審査を受けるのであつて、もし寡婦がその結婚以来十五年以上を超過しているならば、十六才以上の子女を持たない寡婦について算定された寡婦給付を受け資格をもつに至るであろう。

寡婦が再婚した場合給付は打ち切られる。ニュージーランドからの不在が一時的である場合は、給付を停止することができます。永久的不在の場合は給付は打ち切られる。一時的不在の限定期間にについてはニュージーランドえ復帰した際給付を支払うことができます。

社会保障委員会は、受給者が公共機関の収容者或は病院給付の受領者となつた場合には給付を審査する权限をもつてゐる。

社会保障委員会は、事実において、受給者の事情が変つた場合はいつでも給付を審査する权限をもつてゐる。

(2)

産用傷害による死亡——坡夫

(1) 實格條件

坡夫の寡婦給付は、夫が死亡した際坡夫給付を受領していいたとの條件のみで、カヴァーされない人(三章II(2))には支給される。

(2) 申請と給付の支松

寡婦給付についての(1)参照

(3) 給付率と支松期間

坡夫の寡婦給付は年一。四百二十の率で支給され、所得或は資産のためは減額されることはない。支拂は寡婦状態である期間継続するが、家族給付以外の他の給付と共に支拂を受けすることはできない。

X.

(二) 給付の審査、停止或は打ち切り

寡婦が再婚するならば、給付は打ち切られる。受給者が受刑中或は懲役所に収容されたり期間中にはいかなる給付も支給されない。受給者がニュージーランドから不在である場合計二年を越えない期間については支拂を受けることができる。

その他の事故

(1)

夫による遺棄或は夫の精神病
資格條件

ニュージーランド社会保障制度においては寡婦に関する規定中に法律上寡婦の取扱を受けないが一時的に少くとも寡婦として取扱われる二箇の範疇の婦人が含まれている。この範疇における必要条件は(a)既婚婦人が夫に遺棄されたこと、そして一九一〇年の困窮者法（*Destitute Persons Act*）による扶養命令に対する手続を夫に対してとつたことを社会保障委員会が認めること、(b)申請者が既婚婦人であつて、その夫に対し一九一一年の精神疾患者法（*the Mental Defectives Act*）による收容命令が発せられてゐること（この法の下に收容されると否とを問わず）、或はその夫がこの法の下に自発的であるか否とを問わず施設内に当分の間收容されてゐること。第一の場合においては給付の支給は社会保障委員会の判断に基くが、第二の場合は権利として支給を受けることができるのである。

これらの範疇に属する申請者は寡婦について必要とされる居住に関する條件を充足せねばならない（IX(1)(1)参照）。

「子女」なる用語には、ニュージーランド外で生れた子女は含まれない、次の場合は別である。出生の時に母が一時的にのみニュージーランド外にあつた場合或は申請者の夫による遺棄直前三年間、夫に対する收容命令のある直前三年間、施設に收容される直前三年間西親がニュージーランドに居住していな場合。夫婦が同居していいる場合離子と養子も含まれる。前述の諸制限にもかかわらず、社会保障委員会は之の判断において、いかなる子女でも申請者の彼の女が現在扶養しており、そしてかつて夫によつて扶養された子女は、申請者の子供とみなすことができる。

(b) 申請と給付の支払

寡婦に関する IX (1)(b) 参照。

(c) 給付率と支拂期間

寡婦については IX (1)(b)、申請者の所得には收容命令が發せられた場合の夫の所得が含まれるとゆう規定が加えられる。遺棄された妻の場合には、社会保障委員会は夫の支拂つて扶養を給付の一部として考慮する。

(d) 給付の審査、停止等は打ち切り

寡婦に関する IX (1)(c) 参照。

緊急給付

年金、肉体的或は精神的満疾、家庭の事情等はその他の事由によつて自己ならびに被扶養者の生計を充分に立ててることが出来ないでしかも一九三八年の社会保障法の下に家族給付以外の

なんらの貢献給付をも受けける資格を持ちえない者に対する、医療の根據で、社会保障委員会が緊急給付を実施することができる。

開始時期、給付率ならびに支払條件は個々の場合について社会保障委員会の判断で決定されるが、しかしどうする限り給付率は申請者が最も密接な資格を有するものと想われる給付の形態に対するものに近いものとされる。社会保障委員会はまた申請者がかりに疾病給付や失業給付の資格を有するとしてもこれらの代りに緊急給付を支給する权限を與えられており、そして既に與えられていふとしてもこれらの給付の代りに緊急給付を支給することができる。

社会保障委員会はまた、受給者がなんらかの医学的乃至心理学的診療所で訓練を受けるべきであり、或は医学上或はその他の医療を受けるべきであり、或は彼の肉体的乃至精神的能力の向上のため訓練を受けるべきであり、或は彼に必要ななんらかの作業を行うべきであると社会保障委員会が認定した場合は、なんらかのその他の給付から緊急給付に切替える权限を與えられている。更に社会保障委員会は、適當とみなすようないくつかの條件に該当する者については給付の許可終は継続を行うことができる。

第五章 組 課

二二一ジーランドにおける社会保障給付に対する諸規定は立法的には全く一箇の法律、一九三八年社会保障法ならびに改組法に具現されている。行政的にはこの制度は三省の間に即ち金錢給付を

管理する社会保障省（原法の下に設置された）、实物給付を管理する保健省、社会保障基金に対する
課出を徴収する地租所得税局に分属している。

社会保障委員会は本法の金銭給付規定の施行を委任されており、その関係において国内に所在する多くの地区事務所を管理している。本法の規定を迅速に実施せしめるため、社会保障委員会は社会保障の地区事務所長に必要とみなされる权限を委任することがゆるされている。
ニコージーランドにおける戦時年金や復員者手当は別個の法律の下に支給されるのであるが、これらを支配する原理は社会保障に密接に織込されており、事実社会保障省の一局によつて管理されている。社会保障委員会委員長はまた戦時年金長官に任命されている。

臨時に差せられる諸規程によつて、幾多の医療、病院その他の開拓するサービスが現在人口に確保される諸方法が規定されている。

保健省は国内に多くの地区事務所をもつており、これによつて社会保障法の保健給付部門の施行に対する綿密にして迅速な実施ができるよう仕組まれている。

I 行 政

(一) 社会保障省 (The Social Security Department)

(1) 中央行政

社会保障省は本部はワシントンにあつて委員長一名と二名以下の委員より構成される委員会によつて管掌されている。この委員会は本法の下に支給される現金給付即ち養老、年金、

寡婦、家族、孤児、癡疾者、婦夫、疾病、失業ならびに緊急給付と戦時服務者の扶養家族手当を管理する。

中央行政機構の機能は、一九三八年社会保障法ならびに政組法を施行し、貨幣給付の支拂に影響を及ぼす政策事項を研究、決定し、かつ地区事務所長に委任され、いよいよ諸機能を実行するにある。戦時年金ならびに復員着手当の管理に対しても責任を負うと共にいくらの諸外国の年金機関の代理機能を行うのであって、英國、オーストラリヤ、ビルマ、カナダ、印度、パキスタン、南洋新邦ならびに英國直轄殖民地等のためにニヨージーランドにおいて年金支拂を行う。

本部においては国民のカード索引と記録制度を整備しており、給付のすべての申請者に對して精緻な照合を行うことができるようになつてゐる。

社会保障法の下においてすべての現金給付は國する決定は社会保障委員会の責任であつて、委員会は更に書記官に地方における大部分の給付支給権限を委任している。

一時給付即ち失業、疾病、一部の緊急給付は毎週地方官吏によつて支払われる、年四回に支拂われる養老給付を除きその他すべての給付は毎月本部から支拂われる。急速に給付を受給者の手許に届かせるため、書記官は、給付を承認されるや否や第一回支払通知を発送する。その他のすべての支払通知書は本部で準備され動力計算機で作られる。これらの通知書類は標準はニュージーランド全國にある支拂事務所（社会保障事務所と郵便局）に発送され、支拂われた場合には受領書が中央事務所に返送されて照合、分類され受給者の勘定に記

(2) 録される。

(2) 地区行政

三ユーリジーランドは行政区上一九の地区に分れており、社会保障省の支所が各地区的主要都市に設けられている。これらの支所はいづれも社会保険書記官によつて管理され、書記官は適当な職員によつて補佐されている。委員会は、この制度の下に支給される大部分の現金給付の承認とその後の監督の权限を書記官に委任している。

この地区においては小都市に事務所が設置され、これは地区代理機関によつて管理され地区の書記官によつて監督を受ける。二八の地区代理機関があつて、その委任された給付承認の权限は失業給付と疾病給付に限定されている。その他の給付に対する請求も受けられ調査の後監督書記官に提出され決定を受ける。

地方行政

地方行政機構は書記官と地区代理機関の両者の事務中にある。

地区代理機関は失業給付と疾病給付を許可する权限をもつてゐる。緊急給付の申請は社会保障委員会に、その他の給付の申請は監督書記官に附託される。

疾病給付と大部分の緊急給付の支給は、毎週郵便局の郵便局員によつて行われるが、これは小切手による支拂と同様である。受給者が遠隔の地に住んでいるとゆうような特別の場合においては、現金の代りにワラントによつて支拂うことができる。郵便局のワラントは社会保険省の事務所は指定の郵便局で支拂を受けることができる。

失業給付の支拂は、社会保障事務所或は最寄りの郵便局で現金で行われる。受給者は給付を承認された時本人であることの証明書を発給されるのであって、支拂を受けける場合この証明書を提出せねばならない。

書記官は、緊急・養老・労夫給付を除いてすべての給付を許可する权限を與えられている。毎週給付の支拂は既述の通りであるが、毎月支拂われる給付支拂制度は「中央行政」の所で概説しておいた。毎月給付の支拂をうけるためには、受給者は給付の支拂の際に本人であることを証明するカードの給付証明書を提出せねばならない。遠隔の地区の受給者は書留で支拂を受けることができる。社会保障事務所或は郵便局が受給者から支拂通知書受領の旨通知あつての場合、現金給付の割賦額は書留郵便で受給者に送付されるであろう。

(二) 保 健 省 (*The Health Department*)

本 部

保健給付を扱うための特別の一局が保健省に設置されており、その構成は次の如くである。

(a) 保 健 長 官
保健副長官(行政)

保健給付局長

(b) (c) (d) (e)

事 務 官

保健給付局長

政策事項は本部において決定され、無料ながらに大部分無料の医療とこれに肉聯しなサーヴィスをニージーランド住民に支給する政府政策を施行するための必要な手段がとられる。

(2) 地区事務所

保健福利行政は国内に散在する保健省の多くの地区事務所によつて実施される。主なる機能は、有資格者の給付受領と支払を確保するにある。

地区事務所の構成は次の如くである。

(a) 保健医官

(b) 地区行政官

(c) 地区会計官

(d) 地区書記官

(e) 書記

五ポンドまでの給付は郵便局のラシットによつて行われる。五ポンド以上の支拂は國庫を通じて小切手により支払われる。

II 医療ならびにこれに附帯せる職業從事者のサービスの條件

(1) 医療を受ける方法

医療は開業医師によつて行われる。薬剤の供給は薬剤師、開業医、病院委員会によつて行われる。整形器具類は病院委員会を通じて配分される。

(2)

サービスに対する報酬と物品補給

(2)

病院外治療

(1)

一般開業医治療、人頭主義方式の下においては、医師はその承認した患者数に基いて支払を受ける。承認カードは各患者をカウントするため医師が署名しらる後保健省に送られる。それぞれの会計期に各医師に対する手許の現在カードから保健省は一人一年一五シルリングの基礎の下に医師に支払うべき半月の金額に往診料の応算分を加えてその金額に対する小切手を振出す。人頭式制度は医師にとつては魅力あるものでないことが判つたため、この制度に入りしている医師は極めて少い。

定額式料金制度の下における報酬は、次の三者の方針によつて行われる。もつとも「基、金」から支払われる金額はいづれにしても一回の往診または診察については七シルリング六ペニスとなつている。三つの方法とゆうのは次の如きものである。

(1)

償還法

受診者は医師に対し全額へ通常往診一回について一。シルリング六ペニ

ンスの率)を支払い、医師の領收書の提出によつて受診者は往診、診察について七シルリング六ペニスの決算率で拂戻しを受けることができ、夜間とか日曜の往診についてはより高率の払戻を受けことができる、そして距離に対して手当が支給される。

(2) 直接請求法。患者には当然請求しないで、患者はただ法定の様式に署名するのみで、医師はこれによつて保健省に請求を提出して「基金から法定手数料七シルリング六ペニス(或は夜間、日曜日には一シルリング六ペニス)を受けとることができる。距離

についでもそれぞれ一理についマーシルリング三ペニスの率で直接請求することができる。

(三) 「トーケン」法。(Token system) この場合においては医師は通常の手数料一〇シルリング六ペニスを要求するのである。その内セシルリング六ペニスは(二)の場合においてる如く「基金」に直接請求し、残額の三シルリングは患者に個人的に請求する。この三シルリング追加附加分が「Token」といわれるに至つ。

専門家の治療。

(四) 歯科治療。 本制度の下においては専門家のサービスを供給すべき契約は歯科医とは行われていがい。専門家のサービスを利用する受給者はそれに対し手数料を支拂わねばならない。しかし医師の領收書を添付して請求次第、サービス一回につきセシルリング六ペニスの法定手数料の払戻を受けができる。

(五) 歯科治療。 本制度の下における歯科治療は若い人々に対して行われるのであって、これは保健省の一部門である国民歯科サービス部によつて主として実施される。サービスについては規定の明細書に記載されたそれぞれの治療に対し特定の手数料で国民歯科サービス部に「基金」から支払われる。公立病院の歯科部、歯科学校、民間の歯科医は規定に基いて歯科給付候船契約を結ぶことができ、その場合規定の明細書における手数料を受領することができる。患者には一切料金を請求しない。單純なアマルガム充填のセシルリング六ペニスから一本の歯についての大きな手術に対する三〇シルリング迄の手数

料はサービスを提供した個人或は機関は直接支払われる。

(e)

産婆による看護。産婆の看護に対しては、サービスを供給した者に直接支払われる。総付によつてカヅマ一される期間は分娩日と出産に就く十四日間であつて、手数料は次の如くに支拂われる。

(i)

分娩日のサービスに対し、産婆の資格を有する登録産婆に対してニホンド、そして助産婦の資格で産婆或は助産婦のいづれで登録してあると向わらず活動する産科局産婦に対しては一ポンドである。

(ii)

出産後の産褥期間のサービスに対しては、往診する産科看護婦については出産直後の十四日間につき一日セシルリング六ヤンス、その他の（往診でない）産科看護婦については出産後の十四日間契約は従つて患者と同じ住宅に住んでいる場合一日につき一八シルリングである。

(f)

禁制その他の供給。

消費せるすべての处方については、契約せる薬剤師或は病院委員会は受給者の署名せる處方箋を添附して半月毎に請求書を最終の保健省の料金算定事務所に提出して支払を受けろ。との事務所における特に訓練された取扱い薬剤料金表に規定された価格と手数料に従つて處方の価格を査定する。この薬剤料金表には給付の対象である必要な薬剤の範囲を明確に記してある。半月毎の請求についての支拂は「基金」から小切手で行われる。

公立病院の外来患者部において供給される一般型の補聴器は一三ポンドと評価されており

り、病院委員会はその供給した補聴器のそれぞれについて「基金」にこの金額を要求する。受給者が一般型以外の公認の補聴器を購入した場合には、その購入について「基金」から十三ポンドまでの拂戻を受けることができる。即ち十三ポンドまで負担を負うことができる、そして供給者は「基金」から法定額を請求することができる。

公立病院の外来患者部において、屈折障害の一定の患者に供給される接觸レンズについては病院委員会が一組大体四〇ポンドの率で「基金」に請求する。

公立病院の外来患者部は、傷痍軍人更生聯盟或は公立病院の整形外科のいづれかによつて供給される公認型の義足のとりつけについても責任を負うのである。義足コスト八〇%迄は「基金」が負担し、この支拂は直接供給者に付して行われる。これらの補足器具のコストは供給される程度と型によりつて変化する。現在の義足に対して整形外科医が不充分と判定した場合は改造し直せり直しが可能である。この場合の「基金」の負担は新義足の供給の場合と同様である。

(八) その他病院外の治療

公立病院の外来患者サードヴィスとして供給される物療診断サービス或は病理学的診断サービスに対する乃至は公認物療医或は病理学者による診断サービスに対する手数料は規定されている、そしてその支拂はサードヴィスを行う人に付して行われる。支拂請求は保健省に対して行うのであつて、その場合物療医或は病理学者がこのサードヴィスを行つたことの證明書と開業医がサードヴィスの内容について符つた勧告書或はサードヴィスを行う

理由を述べた署名入りの説明書を提出せねばならない。民間の病理学者に支拂われる手数料は全額請求して支拂を受けるが、民間の物療医は患者に対して、「基金」から受領する金額を超過する手数料を請求することができます、もつともこの場合において追加額は保健大臣との契約の下に制限されている。

公立病院の行うマツサージ治療は入院・外来患者の病院給付の一部であつて、マツサージ給付の主体ではない。しかし医師の勧告に基いて私的契約マツサージ師によつて行われる場合、手数料の一部は「基金」によつて賄額は患者によつてまかなわれる。契約に基いて「基金」から支払われる手数料は治療を行う度毎に三シルリング六ペニスであつて、マツサージ師はその自宅で行う治療については三シルリング六ペニス或は自宅以外で行う場合は七シルリング以上の追加手数料を請求してはならない。契約せるマツサージ師は定期的に保健省の地方事務所に支払請求書を提出する。國家の雇用する地区巡回看護婦のサーゲイズは法的には無料で利用できるのであるが、これは社会保障基金の負担ではない。しかしこのようなサーゲイズが公立病院委員会によつて供給される場合、「基金」はこのサーゲイズ供給に直接かかる費用をすべてまかなうのであって、これについての請求は定期的に委員会によつて直接保健省に対して行われる。

家庭援助を供給する公認の協会については、補助金のみが「基金」から支払われる、そしてその金額は個々の場合について実施されサーゲイズに開辟して保健大臣によつて決定される。

入院治療

(4)

病院

本制度の下において病院給付の対象である公立病院ならびに公認私立病院における入院患者治療については、一日九シルリングの率で「基金」から支払われる。この率は勿論公立病院における治療コストを全額まかないうるものではないが、しかしそれはこの給付導入以前において公立病院の患者から受けとつてのコストの大体三分の一にあるのである。公立病院管理コストの発額は以前における如く地方税と整理基金からの補助金とによつてまかなわれる。私立病院は社会保障基金から同額の補助金即ち一日九シルリングを受ける。そしてそのコストの残額は患者によつて負担される。公立病院はその患者登録に基づいた病院給付支拂請求をまとめて保健省の地方事務所に提出し、そして請求額に対する小切手を受取る。公認私立病院の場合における手続は同様であるが、以下更に各患者の証明書と申告書を毎月の請求書に添附せねばならない。本法の下に現在病院給付受領と認められてゐる二箇の制度即ち王室ニユーシーランド婦女子保健協会 (Royal New Zealand Society for the Health of Women and Children - plunket Society) と慈善財團の経営する痼疾者の家もまた一日九シルリングの法定率で「基金」から支拂を受けるのであつて、患者には一切負担はからぬ。

② その他の医療施設。

国立の精神病院は無料の治療を行ふ。この費用は整理基金の直接負担である(この基金は特別勘定に預託されでいなければこの一般税を表はす)。私立精神病院は病院給付の目

例のため公認を受けることができる、そして一日九ミルリングの法定額を支給され、患者負担はそれだけ軽減される。

それがけ患者負担を軽減する一日九ミルリングの病院給付は、保健省の特殊の神経病病院や療養所において行われる入院患者の治療についても「基金」から保健省に支拂われるのである。

III 社会保障行政の監督

(1) 行政監督

社会保障委員会は與えられる限りの権限は、社会保障大臣の一級的指示と統制の下に実施される。保健省の保健給付行政は保健大臣の一級的指示と統制に服する。

社会保障委員会はすべての現金給付の一級的監督を行い、かつ統一性を確保するために地区事務所は法ならびに手続についての解釈を告示する。委員会はその直接的統制下に、地区事務所の定期的監査を行う主席監察官と監察官をもつてゐる。監察官は主席監察官に対してのみ、かつ彼を通じて委員会に責を負う。彼等の機能の一つは、委員会による法の解釈とその現行政策の適用を確保するにある。

(2) 現金給付の受給者の監督

給付の継続につい規制された諸條件が充足されているかどうかを確認するため、受給者は定期的に法定申告をせねばならない。この記載書の提出の時期は給付の形態によつて異なる。

のであつて、給付がミーンズ・テストを必要とする場合には経済状態の説明書が必要となる。給付の承認が労働能力喪失に基いている場合には、給付の継続は喪失をカバーする医学的証明の提出が必要である。

受給者は、他の受給権限は現在の給付率に影響を及ぼすような条件の変更を省に通知する必要がある。この活動義務を怠つた場合は罰せられる。

主要都市には調査官が駐在して通信によつて行い得ぬような調査を実施する。形式上は極く部分的に監督機能に従事する次、主として彼等は入院している受給者や地区事務所に出現しないような受給者に対し旗式を完備せしめたり注意を興えたりして援助するのである。

(6) 轉門的治療の監督

轉門的治療の監督は全国に存在する保健医官の掌撫することである。

保健医官は、轉門的治療に関する報告を開業医或は当該患者のいづれからも請求する权限を與えられている。不服申立は保健医官によつて、調査され、保健大臣に報告される。

保健医官はまた処方箋を査照する权利をもつてゐる。更に、薬剤師サービス・ギルドは薬剤供給に対する契約者のために、とり次めによつて保健省の勘査定事務所の行う価格算定基準を検査する权利をもつてゐる。

(a) 懲 罰 の 救 济

ニユーヨークランドにおける社会保障は政府の各部門によつて監督され管理される。従つて制裁の問題はこのような監督或は管理に関する易事の調停の問題は生じない。

(b) 受給者の救済

社会保障委員会によつて委任され右権限の下に現金給付に対する異議は社会保障署記官によつて決済される。そこで社会保障委員会に対するアッピールの権利を與えることが必要となつた。かくて申請者は受給者は、給付の承認、拒否、更新乃至は審査に影響を及ぼす書記官の決定に対して委員会にアッピールする権利を有する。

省の上級官吏で委員長と二名の委員からなる委員会を構成している。委員会は附託されるアッピール問題に関してはその決定は最終的なものであつて、更により上級当局に対するアッピールに関する規定は存しない。

療疾者給付或は过大給付が拒否された場合、或は其後において医学的根拠に基いて打ち切られる場合、申請者は受給者は、この目的のために委員会によつて指名され右三人の登録医師で構成される特別医療アッピール協議会にアッピールすることができる。このようなアッピール協議会の決定は委員会を拘束する。

アッピールは、給付の拒否或は打ち切りの決定の通知の三ヶ月以内に規定の様式で提出せねばならない。

(c) 故 傷 の 場 合 に お け る 告 発

社会保障法の給付或は支払を自己或はその他の方のために取得する目的で或はこの法の下における権勢を自己又はその他の者のために使用する目的を以て、社会保障法の行政は管掌する官吏に虚偽の陳述をなし或は欺き或は欺かんとした者は、司法裁判により相当な罰金或は禁錮に處せられる。現金給付取得乃至は取得せんとするために手数料或はその他報酬を要求したり受領することは本法における違反となる。

受給者が法によつて权利を有する金銭を超過して支払われる給付或は給付の分割分は、社会保障委員会の委員の要求の下に国家に支払うべき負債として返還せしめる。しかし、委員会はその後に支拂われる同じ給付或はなんらかの他の給付の分割分においてなんらかの必要な調整を行うことができる。もし、委員会の見解で、過剰の支払が詐欺によるものであつた場合、委員会は罰金の方法によつて超過して支拂われた額の二倍に等しい金額を受給者が徴収することができる。定してこのような罰金はその後に受給者に支拂われる分割分から差引の方法によつて償はしめることができる。このような罰金の賦課にも拘わらず、詐欺によって超過支拂を受取つた受給者は告訴される。

(2) 航空機業者による紛争

(a) 一般医療サービス

保健大臣は医療事項に関する諮詢委員会を任命することができる。この委員会の半数以上(委員長を除く)は当該専門家を代表する者が任命されねばならない。

保健大臣は医師の行うなんらかのサービスが必要か否かを、ならばにその場合において

前記委員会は踏つた上でいくばくを社会保障基金から支拂うべきかを決定することができます、大臣の決定は最終である。

(8) 重大な非逕行漏や非倫理的な診療については、懲戒权限を有する獣医団体であるニードル・ランド医療審議会に報告することができる。

開業医へ人頭料金制度の者を除くことは国家に対する契約の下にあるのではない。医療サービスは医師と患者との間の單純な契約であつて、前者はいつも最も希望しない患者に対する診療契約を中止することができるとし、その場合患者は他の医師を求めることができる。

② その他のサービス

一般医療サービス以外のサービスは、保健大臣との契約者によつて行われる。なんらかの契約に関しても、保健大臣がそのサービスが満足すべきものでないと考えた場合は次の場合から構成される特別裁判所による調査を命ずることができる。

(1) 裁判長——最高裁判所の判事または有能判事のいづれかをなければならない。

(2) 契約者と同じ罪に起訴の者二名以上

保健大臣は、契約を中止せしめるべきか否かを勧告するのはこの裁判所の機能である。更にまた情況によつては妥当と考えるその他の勧告を行うことができる。

第六章 賦政

七

ニコージーランドにおける社会保障制度の現金給付と保健給付は社会保障基金によつてまかなわれ、この基金は二箇の主要源泉からの收入即ち社会保障譲出として知られてゐる税と政府の一歳歳入からの資金を保有する整理基金からの補助金とで構成されてゐる。前者の社会保障譲出はニコージーランドに通常居住する一六才以上の人々の俸給、賃金その他所得ならびにニコージーランドに所在する大部分の会社の所得に対する課税で構成されてゐる。社会保障法はあらゆる場合において譲出をしないが社会保障制度の保護を受ける。

一定の形態の所得は譲出を免除されている。これには社会保障給付や戦時服務の年金、労働者補償等が含まれてゐる。

雇主は特に雇主の身分として譲出支払上の目的から規定されないで、ただ個人として支出をする。しかし、雇主の立場が会社に準じる場合には、会社の所得に対して社会保障譲出が賦課される。均一率の譲出は、このような課税を以て社会保障基金の支出を完全にまかうことを予期して定められたものではない。不足分は毎年整理基金（一般税基金）からの繰入れによつてまかはれる。このようにして社会保障基金の支出は毎年バランスがとれるのであつて、将来の負担公約に対する準備金方式は全然行われていかない。

譲出は、賃金や俸給の場合には、雇主が被用者について必要な控除を行い、それが現金でニポンドを超える場合には地租、所得税者の支拂或は即使局に拂いさむ。控除の額額がニポンド以下の場

合には、それには相應する特定印紙を貼布して貸銀者からは抹殺することができ。

俸給、賃銀以外の所得については、すべての所得者はこの所得を明細に記載し、申告書を毎年提出することとなつており、そしてそれに基いて課税額を年二回に分割して支払う。地租、所得稅省は一九三八年の社会保障法の第四部の規定に基いてすべての社会保障課出を徴収する权限を與えられている。そしてこの徵收額は社会保障基金に預託される。基金の保有資金は特定の事故毎に割当でられるのではなくて、この制度の下におけるすべての給付に対する支出をまかなうために全体として使用される。

I 被保険者の参加

(1) 被用者

社会保障課出は、所得の高いいかんに因るなくすべての居住者の俸給、賃銀その他の所得に対し、七・五%の均一率を賦課される。被用者は個々の範疇に分割されないものであつて、統一的に課出を課する目的から雇主はその支拂うすべての俸給ならびに賃銀から必要な扣除を行ふことになつている。同様に課出分の支拂の不履行は給付支給拒绝の理由になるけれども、特定額の課出の支拂は給付支給の前提條件ではない。すべての被用者は、权利として、一九三八年社会保障法第三部に規定されたすべての保健給付ならびに同法第二部の現金給付を受ける資格がある。

(2) 両營者

一概にこの範疇に属する者は被用者と同様に即ち個人として譲出の義務があり、譲出率も同様のため、報酬として企業からえた金錢はすべて所得に包含されることになる。

(3) 有給取業に従事しない者

社会保障譲出はまた俸給率は收入以外の所得にも賦課されるが故に、この範疇の人々はその所得を申告してセ・エミの均一率の譲出を支拂わねばならない。

所得又は收入がない人も社会保障制度の給付を受ける資格を有するのであるが、譲出支拂不履行のため、終付支給を拒絶されることがある。

粗穢微收官は深刻な困難な状態にある人々の社会保障譲出の割賦金の支拂を免除する权限をもつて居る、しかしこの場合においてもかかる人々は依然として社会保障給付受給の資格をもつことになる。

II

雇主の参加

雇主は雇主の身分としては彼等の被用者の社会保障譲出に対するなんら支拂う必要はないがで、あるが、企業の取得した所得に関する支拂う義務がある。

雇主がニュージーランド所在の会社である場合には、その会社は会社としての所得に対して社会保障譲出を個人譲出者と同率で支拂わねばならない、この場合会社の配当金は、個々の受領者即ち株主の手許において譲出の負担を課されない。その他所得税を課せられる公共機関も会社と

同様に社会保障醸出を徴収される。

雇用上の傷害をカヴァーすべき労働者補償法の下に雇主の行う醸出に関する事は、第三章の「労働者補償」参照されなし。

IV 政府 団体の参加

ニユージーランド社会保障制度の必要な資金を供給する社会保障基金が供給、賃銀その他の所得に対する課税される特別の社会保障醸出によつてまかなわれるは、その一部にすぎない。毎年社会保障給付費を充金ならしめるために政府は、整理基金（即ちこの国の主要歳入、支出基金）から、超過支出をまかなくに足る金額を充用するのである。幾つマニユージーランドの社会保障制度は社会保障醸出の收入金と一般租税によつてまかなわれるといひうるであろう。

II 醸出の徴収と運用

(1) 醸出の算定と拝込

雇主は、その被用者についとは最初に醸出の徴収に肉し責任を有するのであつて、この控除分は地租・所得税省の支所或は郵便局に拝込まれる。三ポンド以上の醸出は現金で拝込まれ、それに対して発行される領收証は給與傳票或はその他の支拂記録簿に貼布される。二ポンド以下の金額については特別の印紙を購入して給與傳票或はその他の記録簿に貼

布される。これらの記録は地租・所得税省の検査官の検査に供せられる。

俸給・賃銀以外の所得に対する賦課は源泉において控除されることはなく、所得者が毎年その所得申告を行いこれに基いて第二回七月と十一月にわざつて同額の割賦金を支拂うことになるのである。ニージーランド現在の会社の職員は、毎年行わねばならぬ所得税申告書に基いて算定され、請求され次第その職員を一回に支拂わねばならない。職員機関の行政機能は地租・所得税省の所管である。

一六才以上の人はすべて職出支拂の義務があるので、雇主或はその他の人々が俸給・賃銀或はその他の所得から職出を控除しなかつた場合には法によつて重い罰金が課される。地租・所得税省には一群の検査官が配置されており、彼等は所得税と同様に社会保謹職員の支出に関する統合検査を行うのである。

(2) 会計制度

地租・所得税省の各地区の支所ならばに郵便局の受領する職員はすべて直ちに社会保障基金の公共勘定（Public Account）に拂いこまれる。そしてその場合受領書は地租・所得税省に送られ、かくして「基金」の完全な收入記録が保持されるのである。公共勘定との拂込はウエリントン以外ではニュージーランド銀行の支店或はウエリントンではニージーランド準備銀行で行われるのであるが、該者の銀行は終局において公共勘定とのすべての拂込を受けるのである。公共勘定は政府の一銀行勘定である。

直接地租・沂得税省が受領した礦岩は、もちろん、社会保障基金にクレジットされるのであつて、各三ヶ月毎の月末にすべてこの源泉からクレジットされた總額は「ニユーリーランド公共勘定歳入・歳出要覧」として公刊される。

(2) 基金の投資

一年を通じて大体において社会保障基金のクレジットはかなり均衡がとれているのであるが、しかしそれは毎月の稅收入の変動に基いて変化する。一時的には、余剰基金は時々投資のために移管され、しかしすべてかかる投資は公共勘定内のその他の政府勘定において行われるのであつて、このような制度によるとさは短期の通告でもつて社会保障基金との償還が容易に行われうるのである。このような投資に対するなんらかの利子を附することは國庫の政策ではない。——そうすることはない。とゆうのはどのような利子がクレジットされようともそれはそれだけ蓄積基金からの必要補助金額を減少しめるだけだからである。

V 稲岩所得の割当—社会保障收入と支当

(1) 稲岩所得の割当

すべての社会保障歳費は公共勘定に拂いこまれて、國庫の元帳勘定の社会保障基金にクレジットされる。まことに社会保障給付と管理費のすべての支出はこの「基金」からまかなわれるのである。

これらの稲岩がすべての社会保障支出をまかなうには不足する限度において、社会保障基金は

毎年「整理基金」からの繰出によつて補助を受ける。

四月一日から三月卅一日に至る一年の会計年度における社会保障基金の全體の取扱量については予め推計し予算が組まれる。この予算には、支出推計と「基金」を安定せしめるため必要な現金バランスの算定が含まれている。更にまた粗利確率の推計も行われるのであって、かくて整備基金から必要とする補助金額を最終的に決定することができる。

このような予算制度によつて、全體としての利用しようる基金があらゆる範囲の支出に対して使用されることができることである。

(2) 収入と支出

一九四九年三月卅一日に終了した年度の社会保障基金の収入と支出は次表の通りであるが、
綱目と云ふ一、二の点について注意を喚起しておこう。

現金給付における「マオリ戦争」の項目は特別給付として、マオリ戦争に従事した人々に支給されたものであるが、最後の受給者が一九四八年に死亡したが故に勘定には再びでてこない。
また、本表には投資利子として僅少の收入が示されているが、これは一九三九年以前に雇用促進基金(The Employment Promotion Fund)から支出された現存公債からの利子を包含している。

社会保障基金収入支出表（自一九四八年四月一日
至一九四九年三月卅一日）

收

入

支

出

一九四八年四月一日現在高一

現

金

一三四三、二二一

副都前拂金

八九九、二一七

投

資

五、四〇、二〇〇

賃金その他の所得に対する社会
保障税

二九三七八、三八五

四八、六五一

扶養命令金は悉く返還、寡婦給付

二九三七九、二三六

六三、四三九

医療その他の給付

三三、四二、二二六

三三、四二、二二一

整理基金からの補助金（一九三
八年基金保障法第一〇五節（c））

一五、四〇、二四〇

医 病 治 産

九、六一、三〇

現金給付

金

老

二八五、二〇九

令

一三九、二九二

佛

一九一、一三四

見

一九一、一三四

族

一四三、二二九

疾

一四八、六一六

大

一一三、六五九

マ方

一〇

戰爭

九、一、一〇七

失

八、九四八

禁

三三、四〇九

病

九、一、一〇七

緊

九、一、一〇七

賽 疾 瘟 塚 家 獄 罷

養 老 令 佛 見

補助

足り

八六二九一三

五九三一五九

管理費+社会保険省

七三九、三五九

一九四七年三月廿一日現在残

七八七五、四八

現金 五三三八、七四

七三九、三五九

国庫前拂金 一四八〇、四四

八六二九二八

投資 八〇〇、〇〇〇

五二、七四二、三八三

五二、七四二、三八三

備考(1)この項目は基金の寡婦給付勘定をこれに等しい額だけ減少せしめるものである。